

令和8年度 委託仕様書

委託名	環境分析業務委託																																		
委託箇所	中川水循環センター（三郷市番匠免地内）ほか																																		
委託大要	<p>委託期間：契約日～令和9年3月19日</p> <p>委託内容： 中川水循環センター及び春日部中継ポンプ場等における、排ガス調査、ダイオキシン類調査、作業環境調査 臭気調査業務一式</p> <p>調査内容：排ガス調査及びダイオキシン類調査</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">2号汚泥焼却炉</td> <td style="width: 30%;">ばいじん 6回/年、塩化水素・水銀(ガス状・粒子状) 各2回/年、ダイオキシン類 1回/年</td> </tr> <tr> <td>3号汚泥焼却炉</td> <td>ばいじん・塩化水素・水銀(ガス状・粒子状) 各2回/年、ダイオキシン類 1回/年</td> </tr> <tr> <td>4号汚泥焼却炉</td> <td>ばいじん 6回/年、一酸化二窒素及びダイオキシン類 1回/年、水銀(ガス状・粒子状) 2回/年</td> </tr> <tr> <td>汚泥消化機 温水ヒータ (ボイラー)</td> <td>窒素酸化物 2回/年</td> </tr> <tr> <td>焼却灰試料</td> <td>ダイオキシン類 3検体/年</td> </tr> <tr> <td>排水試料</td> <td>ダイオキシン類 2検体/年</td> </tr> </table> <p>作業環境調査 水質試験室</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">トルエン</td> <td style="width: 30%;">1単位作業場/年</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン</td> <td>2単位作業場/年</td> </tr> </table> <p>粉塵 (ダイオキシン類)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">2号汚泥焼却炉</td> <td style="width: 30%;">7単位作業場/年 (屋内2単位作業場/年 屋外5単位作業場/年)</td> </tr> <tr> <td>3号汚泥焼却炉</td> <td>5単位作業場/年 (屋内2単位作業場/年 屋外3単位作業場/年)</td> </tr> <tr> <td>4号汚泥焼却炉</td> <td>7単位作業場/年 (屋内2単位作業場/年 屋外5単位作業場/年)</td> </tr> </table> <p>臭気調査</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">中川水循環センター</td> <td style="width: 30%;">化学分析 (5項目) 10検体/年</td> <td style="width: 30%;">官能試験 66検体/年</td> </tr> <tr> <td>中川水循環センター敷地外部</td> <td>化学分析 (5項目) 4検体/年</td> <td>官能試験 8検体/年</td> </tr> <tr> <td>春日部中継ポンプ場</td> <td>化学分析 (22項目) 4検体/年</td> <td>官能試験 8検体/年</td> </tr> <tr> <td>管渠脱臭装置</td> <td>化学分析 (10項目) 10検体/年</td> <td>官能試験 13検体/年</td> </tr> </table>	2号汚泥焼却炉	ばいじん 6回/年、塩化水素・水銀(ガス状・粒子状) 各2回/年、ダイオキシン類 1回/年	3号汚泥焼却炉	ばいじん・塩化水素・水銀(ガス状・粒子状) 各2回/年、ダイオキシン類 1回/年	4号汚泥焼却炉	ばいじん 6回/年、一酸化二窒素及びダイオキシン類 1回/年、水銀(ガス状・粒子状) 2回/年	汚泥消化機 温水ヒータ (ボイラー)	窒素酸化物 2回/年	焼却灰試料	ダイオキシン類 3検体/年	排水試料	ダイオキシン類 2検体/年	トルエン	1単位作業場/年	n-ヘキサン	2単位作業場/年	2号汚泥焼却炉	7単位作業場/年 (屋内2単位作業場/年 屋外5単位作業場/年)	3号汚泥焼却炉	5単位作業場/年 (屋内2単位作業場/年 屋外3単位作業場/年)	4号汚泥焼却炉	7単位作業場/年 (屋内2単位作業場/年 屋外5単位作業場/年)	中川水循環センター	化学分析 (5項目) 10検体/年	官能試験 66検体/年	中川水循環センター敷地外部	化学分析 (5項目) 4検体/年	官能試験 8検体/年	春日部中継ポンプ場	化学分析 (22項目) 4検体/年	官能試験 8検体/年	管渠脱臭装置	化学分析 (10項目) 10検体/年	官能試験 13検体/年
2号汚泥焼却炉	ばいじん 6回/年、塩化水素・水銀(ガス状・粒子状) 各2回/年、ダイオキシン類 1回/年																																		
3号汚泥焼却炉	ばいじん・塩化水素・水銀(ガス状・粒子状) 各2回/年、ダイオキシン類 1回/年																																		
4号汚泥焼却炉	ばいじん 6回/年、一酸化二窒素及びダイオキシン類 1回/年、水銀(ガス状・粒子状) 2回/年																																		
汚泥消化機 温水ヒータ (ボイラー)	窒素酸化物 2回/年																																		
焼却灰試料	ダイオキシン類 3検体/年																																		
排水試料	ダイオキシン類 2検体/年																																		
トルエン	1単位作業場/年																																		
n-ヘキサン	2単位作業場/年																																		
2号汚泥焼却炉	7単位作業場/年 (屋内2単位作業場/年 屋外5単位作業場/年)																																		
3号汚泥焼却炉	5単位作業場/年 (屋内2単位作業場/年 屋外3単位作業場/年)																																		
4号汚泥焼却炉	7単位作業場/年 (屋内2単位作業場/年 屋外5単位作業場/年)																																		
中川水循環センター	化学分析 (5項目) 10検体/年	官能試験 66検体/年																																	
中川水循環センター敷地外部	化学分析 (5項目) 4検体/年	官能試験 8検体/年																																	
春日部中継ポンプ場	化学分析 (22項目) 4検体/年	官能試験 8検体/年																																	
管渠脱臭装置	化学分析 (10項目) 10検体/年	官能試験 13検体/年																																	

官能試験基礎調査費及び試料採取費（1回あたり）
（ポンプ場費）

D-22 代価表

種 別	数 量	単 価	金 額	摘 要	
	単 位				
官能試験					
	時間				
	計				

悪臭22物質化学分析検査費（1回あたり）
（ポンプ場費）

D-25-1 代価表

種 別	数 量	単 価	金 額	摘 要
アンモニア	2			
メチルメルカプタン	2			
硫化水素	2			
硫化メチル	2			
二硫化メチル	2			
トリメチルアミン	2			
アセトアルデヒド	2			
プロピオンアルデヒド	2			
n-ブチルアルデヒド	2			
イソブチルアルデヒド	2			
n-バレルアルデヒド	2			
イソバレルアルデヒド	2			
イソブタノール	2			
酢酸エチル	2			

特 記 仕 様 書

委 託 名 環境分析業務委託

委託箇所 中川水循環センター（三郷市番匠免地内）ほか

委託期間 契約日から令和9年3月19日

公益財団法人埼玉県下水道公社

1 適用範囲 この特記仕様書は、本委託に適用し、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託標準仕様書を補足する、必要な事項を定めるものとする。

2 概要 本委託は、中川水循環センター等における環境関連法規制に基づく調査等を行う業務とする。

3 業務内容 本委託は、次の(1)から(5)に係る計量証明等の発行を行う。

- (1) 排ガス調査 【詳細は別紙1のとおり】
大気汚染防止法第16条、同法施行規則第15条に基づく、ばい煙発生施設のばい煙量またはばい煙濃度等の測定。(焼却炉排ガスは一酸化二窒素、ガス状水銀及び粒子状水銀の測定を含む)
- (2) ダイオキシン類調査 【詳細は別紙1のとおり】
ダイオキシン類対策特別措置法第28条、同法施行令第4条に基づく、特定施設からの排ガス、ばいじん、燃えがら、放流水及び流入下水等に含まれるダイオキシン類の濃度測定。
- (3) 作業環境調査 【詳細は別紙2のとおり】
労働安全衛生法第65条、同法施行令第21条、有機溶剤中毒予防規則第28条に基づく、有機溶剤を用いて行う試験業務の作業環境測定。
また、労働安全衛生規則第592条の2、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(平成26年1月10日付け基発0110第1号)に基づく、中川水循環センターにおける廃棄物焼却施設内作業のダイオキシン類(粉塵)作業環境測定。
- (4) 臭気調査 【詳細は別紙3のとおり】
悪臭防止法施行規則第5条に基づく特定悪臭物質の測定。悪臭防止法施行規則第1条に基づく臭気指数の算定及び同規則第6条の2に基づく臭気排出強度の算出及び埼玉県生活環境保全条例施行規則(平成13年埼玉県規則第100号)別表第14の備考3の規定に基づく悪臭の測定方法等。

4 調査箇所等 調査箇所住所は以下のとおりである。

- | | |
|----------------------------|--------------|
| 1) 中川水循環センター | 三郷市番匠免3-2-2 |
| 2) 春日部中継ポンプ場 | 春日部市大場28 |
| 3) 中川幹線中川1号脱臭装置 | 春日部市豊野町3丁目6 |
| 4) 中川幹線中川2号脱臭装置 | 松伏町大字大川戸340 |
| 5) 中川幹線中川3号脱臭装置 | 松伏町松伏 |
| 6) 川口幹線綾瀬川伏越脱臭装置 | 八潮市大字西袋570-1 |
| 7) 中央幹線元荒川伏越脱臭装置 | 越谷市東越谷2丁目13 |
| 8) 中央幹線綾瀬川放水路伏越脱臭装置 | 草加市八幡町491 |
| 9) 中央幹線中川伏越脱臭装置 | 三郷市彦江1丁目 |
| 10) 中央幹線チュウ-36号低濃度簡易脱臭装置 | 越谷市千間台3丁目3 |
| 11) 中央幹線チュウ-46号低濃度簡易脱臭装置 | 春日部市南4丁目2 |
| 12) 中央幹線Ⅱ期管元荒川伏越脱臭装置 | 越谷市大字大竹130 |
| 13) 中央幹線Ⅱ期管チュⅡ-11低濃度簡易脱臭装置 | 越谷市南荻島190 |
| 14) 中央幹線Ⅱ期管チュⅡ-14低濃度簡易脱臭装置 | 越谷市大字大道 |
| 15) 中央幹線Ⅱ期管チュⅡ-15低濃度簡易脱臭装置 | 越谷市三野宮820 |
| 16) 中川水循環センター敷地外部1 | 三郷市泉267-1 |
| 17) 中川水循環センター敷地外部2 | 三郷市彦倉2-111 |

5 試料採取	試料採取及び調製は、受託者が行う。ただし、ダイオキシン類調査、臭気調査に係るばいじん、燃えがら、放流水及び流入下水については委託者が行う。
6 調査時期及び調査頻度	<p>調査時期及び調査頻度は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 別紙1から別紙3とし、別紙3（臭気調査）の試料採取については、複数日の採取を可能とする。</p> <p>(2) 業務内容によっては、土曜、日曜、祝日並びに夜間、早朝等に調査を実施することがある。</p> <p>(3) 調査頻度は増減することがある。</p>
7 再調査	施設の故障、天候の急変等の不測の事態により、測定結果への重大な影響の発生または、業務の安全確保が困難である場合は、契約額の中で再調査を実施する。
8 ダイオキシン類調査の再委託	<p>大気中のダイオキシン類の濃度、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る特定計量証明事業者認定制度（MLAP）及び特定計量証明事業所登録を有しない場合は、ダイオキシン類測定を再委託可能とする。</p> <p>再委託者は、上記の特定濃度に係る認定及び登録があり、計量証明を事業としている部門を有するものとする。また、業務遂行にあたっては、再委託者の事業規定に沿って行うこととする。</p>
9 結果の提出期限	<p>ダイオキシン類調査の結果は、試料の受渡し日（受託者が採取した場合は採取日）から起算して45日以内とする。ただし、45日目が必要な日に当たる場合は、これ以降の最初の公社業務日とする。</p> <p>(1) 土曜、日曜</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(3) 12月29～31日及び1月2日と1月3日</p> <p>また、3業務内容（2）「ダイオキシン類調査」は、別紙1-3、1-4に示す書面の他に同書式での電子データ（MS-Excel形式）も併せて提出する。</p>
10 速報	結果が関連法規制の基準を満足しない場合、報告書によらず速報する。
11 損害賠償	受託者の責に帰すべき理由により当社または第三者に損害を与えた場合、受託者がその損害を賠償するものとする。
12 安全管理及び注意事項	<p>受託者は、委託業務履行にあたり、次の事項に注意しなければならない。</p> <p>(1) 労働安全衛生法の定めを遵守すること。</p> <p>(2) 管理施設内の作業に当っては、回転機器、過熱機器の位置および特性を理解し、事故の発生を未然に防止すること。</p> <p>(3) 外部との連絡が遮断される作業場については、一名での作業を行わないこと。</p> <p>(4) 指定場所以外での飲食、喫煙の禁止。</p>
13 環境配慮への取り組み	環境負荷の低減や汚染・事故の防止、環境管理体制の確立を図るとともに、地域住民への信頼性の向上を図ることを目的として、公益財団法人埼玉県下水道公社が行う環境に配慮した活動に積極的に協力すること。
14 その他	この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者が協議して定めるものとする。

別紙1-1

排ガス調査、ダイオキシン類調査業務内容

1 測定項目、実施時期等

測定箇所	設置年月	焼却能力 (t/d)	排出ガス量 乾き最大 (m ³ N/h)	排出口		測定口		測定項目	調査回数	実施時期															
				高さ(m)	口径(m)	高さ(m)	口径(m)			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
2号汚泥焼却炉	H6.4	140	26,542	25.2	1.0	10.9	1.3	ばいじん	6回/年	○		○				○		○		○					
								塩化水素	2回/年	○							○								
								水銀(ガス状)	2回/年	○									○						
								水銀(粒子状)	2回/年	○										○					
								ダイオキシン類	1回/年	○															
3号汚泥焼却炉	H8.12	240	41,038	35.0	1.1	31.5	1.5	ばいじん	2回/年							○				○					
								塩化水素	2回/年									○					○		
								一酸化二窒素	1回/年										○						
								水銀(ガス状)	2回/年										○					○	
								水銀(粒子状)	2回/年										○					○	
ダイオキシン類	1回/年											○													
4号汚泥焼却炉	H23.4	250	26,822	35.0	1.2	24.3	1.2	ばいじん	6回/年	○		○		○			○		○		○				
								一酸化二窒素	1回/年	○															
								水銀(ガス状)	2回/年	○										○					
								水銀(粒子状)	2回/年	○											○				
								ダイオキシン類	1回/年	○															
汚泥消化棟 温水ヒータ(ボイラー)	R2.9	-	3,477(消化ガス) 1,969(都市ガス)	19.9	0.6	9.9	0.6	ばいじん	1回/5年	今年度は対象外(令和7年度(2025年)に実施済)															
								窒素酸化物	2回/年			○						○							
2号炉焼却灰	-	-	-	-	-	-	-	ダイオキシン類	1回/年							○									
3号炉焼却灰	-	-	-	-	-	-	-	ダイオキシン類	1回/年							○									
4号炉焼却灰	-	-	-	-	-	-	-	ダイオキシン類	1回/年	○															
流入下水	-	-	-	-	-	-	-	ダイオキシン類	1回/年	○															
放流水	-	-	-	-	-	-	-	ダイオキシン類	1回/年	○															

2 測定方法

測定項目	測定方法
ばいじん量	大気汚染防止法施行規則別表第2の備考に掲げる方法
塩化水素(HCL)	大気汚染防止法施行規則別表第3の備考に掲げる方法、規格K 0107
窒素酸化物(NO _x)	JIS K 0104
一酸化二窒素(N ₂ O)	定量下限値「10ppm」を確保できる方法
水銀(ガス状)	大気汚染防止法施行規則第16条の12の規定に基づく方法、環境省告示第94号(規格K 0222)
水銀(粒子状)	大気汚染防止法施行規則第16条の12の規定に基づく方法、環境省告示第94号(規格Z 8808)
ダイオキシン類	気体試料 JIS K0311「排ガス中のダイオキシン類及びコプラナーPCBの測定方法」
	排水試料 JIS K0312「工業用水・工場排水中のダイオキシン類及びコプラナーPCBの測定方法」
	焼却灰試料 厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」

ダイオキシン類の定量下限及び検出下限

対象試料		ばい煙 (基準値0.1ng/N-m ³ 用)		ばい煙 (基準値1及び5ng/N-m ³ 用)		排水水		ばいじん(燃えがら)	
		定量下限	検出下限	定量下限	検出下限	定量下限	検出下限	定量下限	検出下限
		単位	ng/N-m ³	ng/N-m ³	ng/N-m ³	ng/N-m ³	pg/l	pg/l	ng/g
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	0.001	0.0005	0.003	0.001	0.1	0.05	0.007	0.002
	1,2,3,7,8-PeCDF	0.001	0.0005	0.003	0.001	0.1	0.05	0.007	0.002
	2,3,4,7,8-PeCDF	0.001	0.0005	0.003	0.001	0.1	0.05	0.007	0.002
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
OCDF	0.005	0.002	0.01	0.003	0.5	0.2	0.03	0.01	
ポリ塩化ジベンゾオキシン ー ジ オ キ シ ン ー パ ラ	2,3,7,8-TeCDD	0.001	0.0005	0.003	0.001	0.1	0.05	0.007	0.002
	1,2,3,7,8-PeCDD	0.001	0.0005	0.003	0.001	0.1	0.05	0.007	0.002
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	OCDD	0.005	0.002	0.01	0.003	0.5	0.2	0.03	0.01
コ プ ラ ナ ー ポ リ 塩 化 ビ フ エ ニ ル	3,4,4',5'-TeCB(#81)	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	3,3',4,4'-TeCB(#77)	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	3,3',4,4',5'-PeCB(#126)	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2',3,4,4',5'-PeCB(#123)	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2,3',4,4',5'-PeCB(#118)	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2,3,3',4,4',5'-PeCB(#105)	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2,3,4,4',5'-PeCB(#114)	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#156)	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)	0.003	0.001	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

殿

報告者

印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

事業所住所	
事業所名	

表1 排出ガス

整理番号	採取年月日 及び時刻 (開始時刻～ 終了時刻)	排出 ガス量 (上… m^3 /日 下… m^3 /h)	排出ガ ス中の 酸素濃 度(%)	測定箇所	特定施設の名称 及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng -TEQ/ m^3 N)	試料採取者	分析者	備考

表2 排水

整理番号	採取年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の名称 及び使用状況	分析年月日	測定結果 (μg -TEQ/L)	採水者	分析者	備考
		名称	排水量 (m^3 /日)						

表3 ばいじん等

整理番号	採取年月日 及び時刻	試料の種類	採取箇所	特定施設の名称 及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng -TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考

- 備考
- 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
 - 3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
 - 4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
 - 5 排出ガスにあっては表1、排水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
 - 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
 - 7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
 - 8 表3の試料の種類別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価 係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF			0.1	
	1,2,3,7,8-PeCDF			0.03	
	2,3,4,7,8-PeCDF			0.3	
	1,2,3,4,7,8-HxCDF			0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDF			0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDF			0.1	
	2,3,4,6,7,8-HxCDF			0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF			0.01	
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF			0.01	
	OCDF			0.0003	
	Total PCDFs	—	—	—	—
ポリ塩化ジベンゾオキシン	2,3,7,8-TeCDD			1	
	1,2,3,7,8-PeCDD			1	
	1,2,3,4,7,8-HxCDD			0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDD			0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDD			0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD			0.01	
	OCDD			0.0003	
	Total PCDDs	—	—	—	—
Total (PCDFs + PCDDs)		—	—	—	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB(#81)			0.0003	
	3,3',4,4'-TeCB(#77)			0.0001	
	3,3',4,4',5'-PeCB(#126)			0.1	
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)			0.03	
	2',3,4,4',5'-PeCB(#123)			0.00003	
	2,3',4,4',5'-PeCB(#118)			0.00003	
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105)			0.00003	
	2,3,4,4',5'-PeCB(#114)			0.00003	
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)			0.00003	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#156)			0.00003	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)			0.00003	
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)			0.00003	
	Total コプラナーPCB	—	—	—	—
Total ダイオキシン類		—	—	—	

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を ng/m^3 (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$)とし、排出水の測定結果を記入する場合には、単位を pg/L (毒性等量にあつては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を ng/g (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“N.D.”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本産業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙2

作業環境調査業務内容

1 有機溶剤

作業場所	形態	対象作業	対象物質	単位作業場所 広さ(m ²)	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水質試験室	室内	抽出作業	n-ヘキサン	210	2回/年			○						○			
水質試験室	室内	抽出作業	トルエン	210	1回/年									○			

2 ダイオキシン類(粉じん)

作業場所	形態	対象作業	管理区分 (前回評価)	D値	単位作業場所 広さ(m ²)	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2号炉炉内	室内	炉内点検	1	0.00024	50	1回/年							○					
2号炉集じん機	室内	集じん機点検	1	0.00089	35	1回/年							○					
2号炉砂出し	室外	砂出し作業	1	炉内値準用	-	1回/年							○					
2号炉周辺	室外	日常点検	1	0.0038	-	2回/年						○					○	
2号炉灰ホッパ	室外	灰積込み作業	1	0.0020	-	2回/年						○					○	
3号炉炉内	室内	炉内点検	1	0.0021	50	1回/年									○			
3号炉集じん機	室内	集じん機点検	1	0.00084	33	1回/年									○			
3号炉砂出し	室外	砂出し作業	1	炉内値準用	-	1回/年									○			
3号炉周辺	室外	日常点検	1	0.0028	-	1回/年							○					
3号炉灰ホッパ	室外	灰積込み作業	1	0.00054	-	1回/年							○					
4号炉炉内	室内	炉内点検	1	0.00371	13	1回/年											○	
4号炉集じん機	室内	集じん機点検	1	0.00162	35	1回/年											○	
4号炉砂出し	室外	砂出し作業	1	0.00371	-	1回/年											○	
4号炉周辺	室外	日常点検	1	0.00326	-	2回/年				○					○			
4号炉灰ホッパ	室外	灰積込み作業	1	0.00336	-	2回/年			○					○				

3 測定方法

測定項目	測定方法
有機溶剤	作業環境測定基準に定める測定方法
ダイオキシン類(粉じん)	「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に定める測定方法

別紙3-1 臭気調査業務内容

1 測定箇所、仕様等

No.	測定箇所	状況	地域と地域区分 ※1	1号基準値 ※2	排出口の 高さ (m)	排出口の 口径 (m) ※3	排出口の 向き (m) ※4	排出口と敷地境界 の最短距離 (m)	周辺最大 建物の名称	周辺最大 建物の高さ (m)	周辺最大建物と敷地 境界の最短距離 (m)	
1	2号汚泥焼却炉煙突	気体排出口	三郷市	-	25.2	1.00	上向き	60.5	汚泥濃縮機棟	16.8	159.0	
2	3号汚泥焼却炉煙突	"			35.0	1.10	上向き	94.8	汚泥濃縮機棟	16.8	159.0	
3	4号汚泥焼却炉煙突	"			35.0	1.20	上向き	51.2	汚泥濃縮機棟	16.8	159.0	
4	脱水機棟脱臭装置出口	"			15.8	0.57	下向き	133.3	汚泥濃縮機棟	16.8	159.0	
5	緊急遮断ゲート室脱臭装置	"			3.5	...	横向き	...	管理本館	21.1	...	
6	流入渠脱臭設備	"			2.6	0.30	横向き	...	管理本館	21.1	...	
7	沈砂池脱臭装置出口	"			7.4	0.56	横向き	...	管理本館	21.1	...	
8	1・2系最初沈殿池脱臭装置出口	"			4.4	0.87	横向き	
9	1・2系反応タンク脱臭装置出口	"			4.6	0.48	横向き	
10	3・4系最初沈殿池脱臭装置出口	"			4.4	0.64	横向き	
11	3・4系反応タンク脱臭装置出口	"			4.6	0.42	横向き	
12	5・6系最初沈殿池脱臭装置出口	"			5.3	0.63	横向き	
13	5・6系反応タンク脱臭装置出口	"			4.9	0.86	横向き	
14	7系最初沈殿池脱臭装置出口	"			5.2	0.56	横向き	
15	7系反応タンク脱臭装置出口	"			5.2	0.90	横向き	
14	8系最初沈殿池脱臭装置出口	"			5.3	0.43	横向き	
15	8系反応タンク脱臭装置出口	"			5.1	1.14	横向き	
16	9系最初沈殿池脱臭装置出口	"	4.6	0.43	下向き			
17	9系反応タンク脱臭装置出口	"	4.7	1.09	横向き			
18	敷地境界線A	平地	春日部市	15	
19	敷地境界線B	"			
20	敷地境界線C	"			
21	覆蓋上部①	"			
22	覆蓋上部②	"			
23	覆蓋上部③	"			
24	覆蓋上部④	"			
25	覆蓋上部⑤	"			
26	放流水	排水			31
27	沈砂池脱臭装置出口	気体排出口			春日部市	物質濃度規制	12.4	0.45	横向き	...	中継P	17.0
28	敷地境界線A	平地	
29	敷地境界線B	"	
30	敷地境界線C	"	
31	中川幹線 中川1号脱臭装置出口	気体排出口	松伏町	-	2.8	0.20	上向き	
32	中川幹線 中川2号脱臭装置出口	"			2.9	0.25	陣笠	
33	中川幹線 中川3号脱臭装置出口	"			3.0	0.25	陣笠	
34	川口幹線 綾瀬川伏越脱臭装置出口	"			3.5	0.25	横向き	
35	中央幹線 元荒川伏越脱臭装置出口	"			3.5	0.25	横向き	
36	中央幹線 綾瀬川放水路伏越脱臭装置出口	"			0.5	0.44	横向き	
37	中央幹線 中川伏越脱臭装置出口	"			1.6	0.45	陣笠	
38	中央幹線 チュウ-36低濃度簡易脱臭装置出口	"			1.2	0.40	下向き	
39	中央幹線 チュウ-46低濃度簡易脱臭装置出口	"			1.2	0.40	下向き	
40	中央幹線Ⅱ期管 元荒川伏越脱臭装置出口	"			2.0	0.73	陣笠	
41	中央幹線Ⅱ期管 チュウⅡ-11低濃度簡易脱臭装置出口	"			1.2	0.40	下向き	
42	中央幹線Ⅱ期管 チュウⅡ-14低濃度簡易脱臭装置出口	"			1.1	0.43	下向き	
43	中央幹線Ⅱ期管 チュウⅡ-15低濃度簡易脱臭装置出口	"			1.2	0.40	下向き	
44	敷地外部① (三郷市泉267-1付近)	平地	三郷市	-	
45	敷地外部② (三郷市彦倉2-111付近)	"			

※1 A区域 [B・C区域以外の区域]、B区域 [農業振興地域]、C区域 [工業地域・工業専用地域]

※2 敷地境界の臭気指数基準

※3 角型の場合 口径=2×√(L×W÷3.14)

※4 [上向き] [下向き] [横向き] [陣笠] [H型] 等...上向き以外は運動量上昇は見込まない

別紙3-2 臭気調査業務内容

2 測定項目、測定頻度等

No.	測定箇所	春		夏		秋		冬	
		官能試験	流量測定	化学分析物質数	官能試験	官能試験	流量測定	化学分析物質数	官能試験
1	2号汚泥焼却炉煙突	-	○	-	○	-	○	-	○
2	3号汚泥焼却炉煙突	-	○	-	○	-	○	-	○
3	4号汚泥焼却炉煙突	-	○	-	○	-	○	-	○
4	脱水機棟脱臭装置出口	-	○	-	○	-	○	-	○
5	緊急遮断ゲート室脱臭装置	-	-	-	○	-	-	-	○
6	流入渠脱臭設備	-	-	-	○	-	-	-	○
7	沈砂池脱臭装置出口	-	-	-	○	-	-	-	○
8	1・2系最初沈殿池脱臭装置出口	-	-	-	○	-	-	-	○
9	1・2系反応タンク脱臭装置出口	-	-	-	○	-	-	-	○
10	3・4系最初沈殿池脱臭装置出口	-	-	-	○	-	-	-	○
11	3・4系反応タンク脱臭装置出口	-	-	-	○	-	-	-	○
12	5・6系最初沈殿池脱臭装置出口	-	-	-	○	-	-	-	○
13	5・6系反応タンク脱臭装置出口	-	-	-	○	-	-	-	○
14	7系最初沈殿池脱臭装置出口	-	-	-	○	-	-	-	○
15	7系反応タンク脱臭装置出口	-	-	-	○	-	-	-	○
16	8系最初沈殿池脱臭装置出口	-	-	-	○	-	-	-	○
17	8系反応タンク脱臭装置出口	-	-	-	○	-	-	-	○
18	9系最初沈殿池脱臭装置出口	-	-	-	○	-	-	-	○
19	9系反応タンク脱臭装置出口	-	-	-	○	-	-	-	○
20	敷地境界線A	-	-	-	○	-	-	-	○
21	敷地境界線B	-	-	-	○	-	-	-	○
22	敷地境界線C	-	-	-	○	-	-	-	○
23	覆蓋上部①	○	-	5	○	○	-	5	○
24	覆蓋上部②	○	-	5	○	○	-	5	○
25	覆蓋上部③	○	-	5	○	○	-	5	○
26	覆蓋上部④	○	-	5	○	○	-	5	○
27	覆蓋上部⑤	○	-	5	○	○	-	5	○
28	放流水	-	-	-	○	-	-	-	○
27	ボ継中 沈砂池脱臭装置出口	-	○	22	○	-	○	22	○
28	敷地境界線A	-	-	22	○	-	-	22	○
29	敷地境界線B	-	-	-	○	-	-	-	○
30	敷地境界線C	-	-	-	○	-	-	-	○
31	中川幹線 中川1号脱臭装置出口	-	-	10	○	-	-	-	-
32	中川幹線 中川2号脱臭装置出口	-	-	-	○	-	-	-	-
33	中川幹線 中川3号脱臭装置出口	-	-	-	○	-	-	-	-
34	川口幹線 綾瀬川伏越脱臭装置出口	-	-	10	○	-	-	-	-
35	中央幹線 元荒川伏越脱臭装置出口	-	-	10	○	-	-	-	-
36	中央幹線 綾瀬川放水路伏越脱臭装置出口	-	-	10	○	-	-	-	-
37	中央幹線 中川伏越脱臭装置出口	-	-	-	○	-	-	-	-
38	中央幹線 チュウ-36低濃度簡易脱臭装置出口	-	-	10	○	-	-	-	-
39	中央幹線 チュウ-46低濃度簡易脱臭装置出口	-	-	10	○	-	-	-	-
40	中央幹線Ⅱ期管 元荒川伏越脱臭装置出口	-	-	10	○	-	-	-	-
41	中央幹線Ⅱ期管 チュウⅡ-11低濃度簡易脱臭装置出口	-	-	10	○	-	-	-	-
42	中央幹線Ⅱ期管 チュウⅡ-14低濃度簡易脱臭装置出口	-	-	10	○	-	-	-	-
43	中央幹線Ⅱ期管 チュウⅡ-15低濃度簡易脱臭装置出口	-	-	10	○	-	-	-	-
44	外敷部地 敷地外部①(三郷市泉267-1付近)	○	-	5	○	○	-	5	○
45	敷地外部②(三郷市彦倉2-111付近)	○	-	5	○	○	-	5	○

3 化学分析測定物質、定量下限値

No.	物質名	定量下限値	化学分析物質数		
			5	10	22
1	アンモニア	0.1	○	○	○
2	メチルメルカプタン	0.0002	○	○	○
3	硫化水素	0.002	○	○	○
4	硫化メチル	0.001	○	○	○
5	二硫化メチル	0.0009	○	○	○
6	トリメチルアミン	0.0005			○
7	アセトアルデヒド	0.005			○
8	プロピオンアルデヒド	0.005			○
9	n-ブチルアルデヒド	0.0009			○
10	イソブチルアルデヒド	0.002			○
11	n-パレルアルデヒド	0.0009			○
12	イソパレルアルデヒド	0.0003			○
13	イソブタノール	0.09			○
14	酢酸エチル	0.3			○
15	メチルイソブチルケトン	0.1			○
16	トルエン	1		○	○
17	ステレン	0.04			○
18	キシレン	0.1			○
19	プロピオン酸	0.003		○	○
20	n-酪酸	0.0001		○	○
21	n-吉草酸	0.00009		○	○
22	イソ吉草酸	0.0001		○	○

4 測定方法

測定項目	測定方法
気体	化学分析 環境庁告示第9号「特定悪臭物質の測定の方法」
	官能試験 三点比較式臭袋法
排水	官能試験 三点比較式フラスコ法

図面一覧表

図番	図面名
1	中川水循環センター平面図
2	2号汚泥焼却炉平面図（1）
3	2号汚泥焼却炉平面図（2）
4	2号汚泥焼却炉立面図（1）
5	2号汚泥焼却炉立面図（2）
6	3号汚泥焼却炉平面図
7	3号汚泥焼却炉立面図
8	4号汚泥焼却炉立面図（1）
9	4号汚泥焼却炉立面図（2）
10	汚泥消化棟 温水ヒータ（ボイラー）
11	水質試験室平面図
12	脱水機棟脱臭装置
13	緊急遮断ゲート室脱臭装置
14	流入渠脱臭設備
15	沈砂池脱臭装置
16	1・2系最初沈殿池脱臭装置
17	1・2系反応タンク脱臭装置
18	3・4系最初沈殿池脱臭装置
19	3・4系反応タンク脱臭装置
20	5・6系最初沈殿池脱臭装置
21	5・6系反応タンク脱臭装置
22	7系最初沈殿池脱臭装置
23	7系反応タンク脱臭装置
24	8系最初沈殿池脱臭装置
25	8系反応タンク脱臭装置
26	9系最初沈殿池脱臭装置
27	9系反応タンク脱臭装置
28	中川水循環センター覆蓋上部
29	春日部中継ポンプ場平面図
30	春日部中継ポンプ場 沈砂池脱臭装置
31	中川幹線 中川1号脱臭装置
32	中川幹線 中川2号脱臭装置
33	中川幹線 中川3号脱臭装置
34	川口幹線 綾瀬川伏越脱臭装置
35	中央幹線 元荒川伏越脱臭装置
36	中央幹線 綾瀬川放水路伏越脱臭装置
37	中央幹線 中川伏越脱臭装置
38	中央幹線 チュウ-36低濃度簡易脱臭装置
39	中央幹線 チュウ-46低濃度簡易脱臭装置
40	中央幹線Ⅱ期管 元荒川伏越脱臭装置
41	中央幹線Ⅱ期管 チュウⅡ-11低濃度簡易脱臭装置
42	中央幹線Ⅱ期管 チュウⅡ-14低濃度簡易脱臭装置
43	中央幹線Ⅱ期管 チュウⅡ-15低濃度簡易脱臭装置



DATE

設計	
監理	
建築	
電気	
機械	
衛生	
土木	
測量	
調査	
その他	

中川水循環センター平面図 S=1/6000

0 50 100 150 M

上 口 三 丁 目

環 道

水 道 自 動 車 道

緑 地

大 字 上 口
字 目 沼

大 字 低 塚
字 目 沼

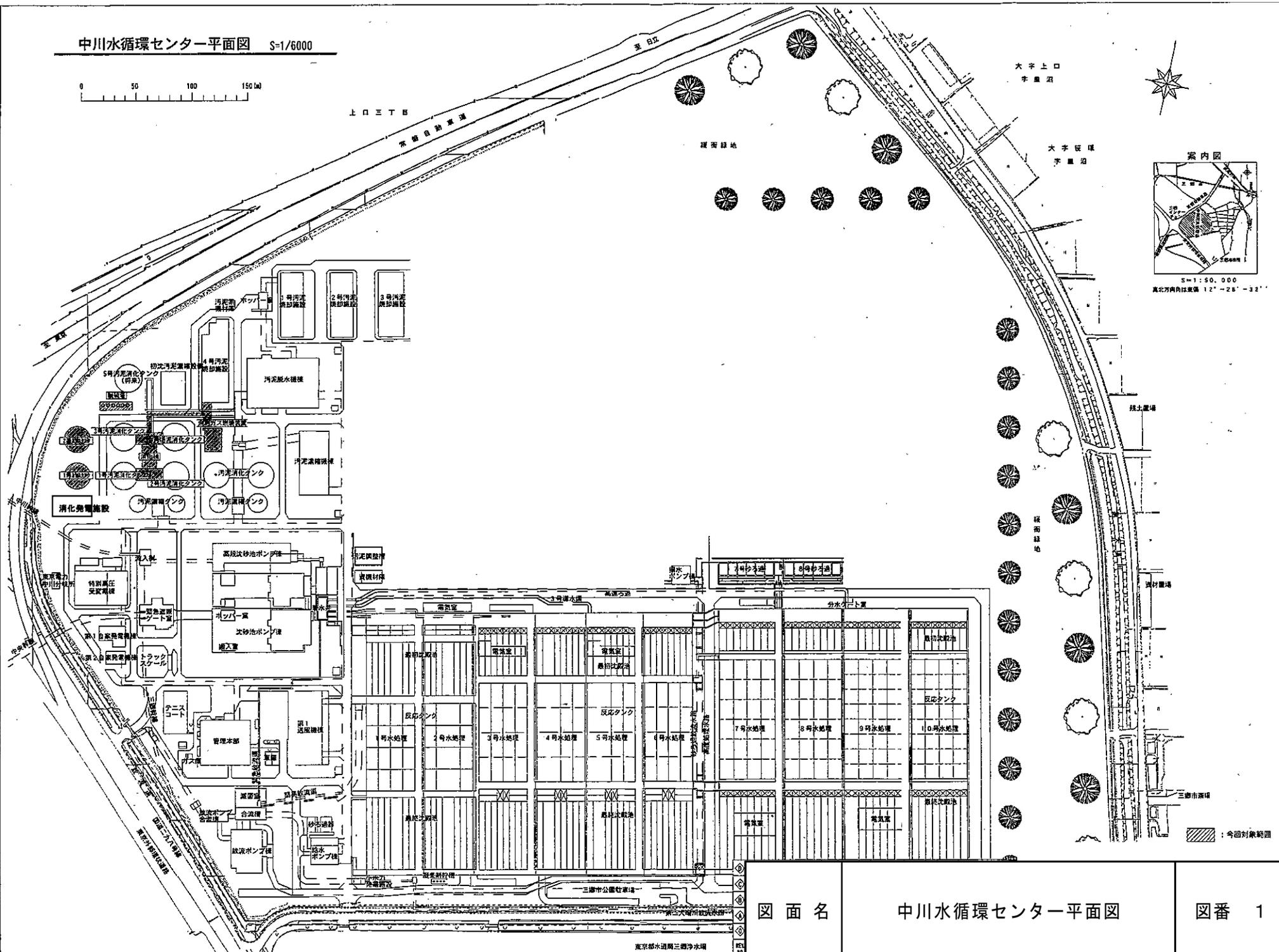
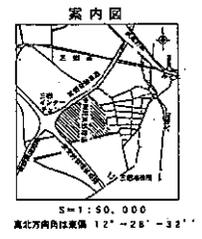
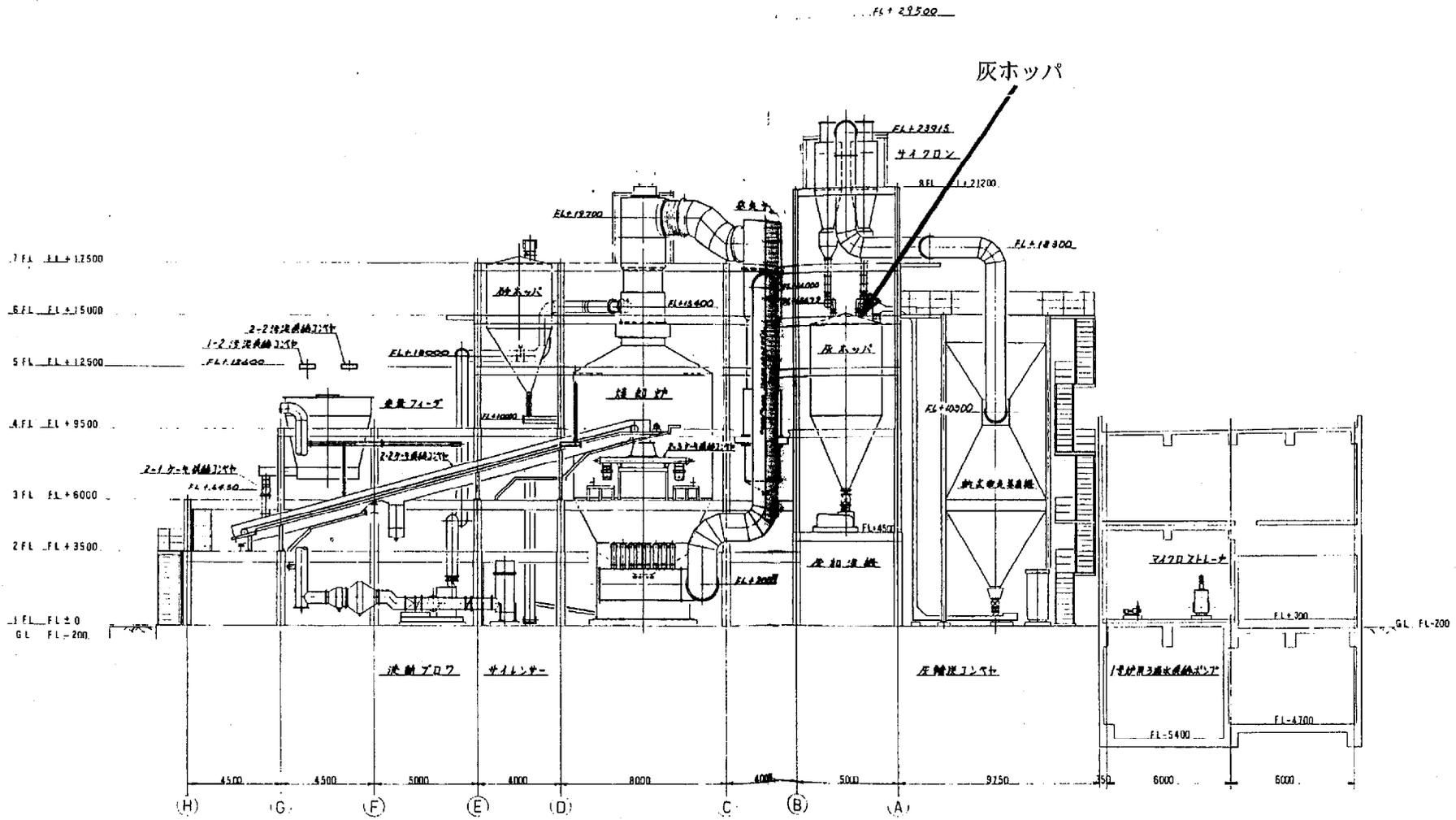


図 面 名

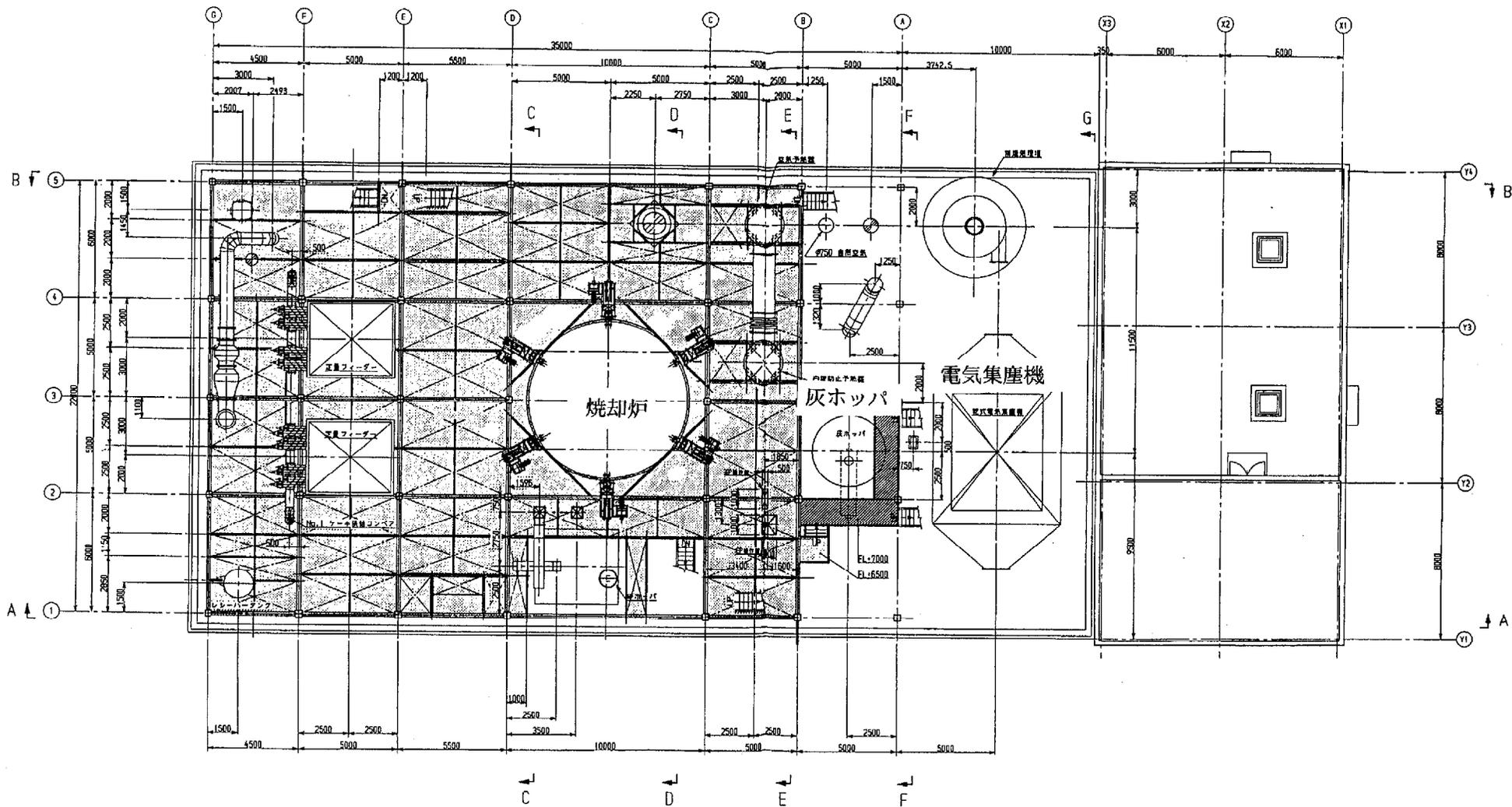
中川水循環センター平面図

図 番 1

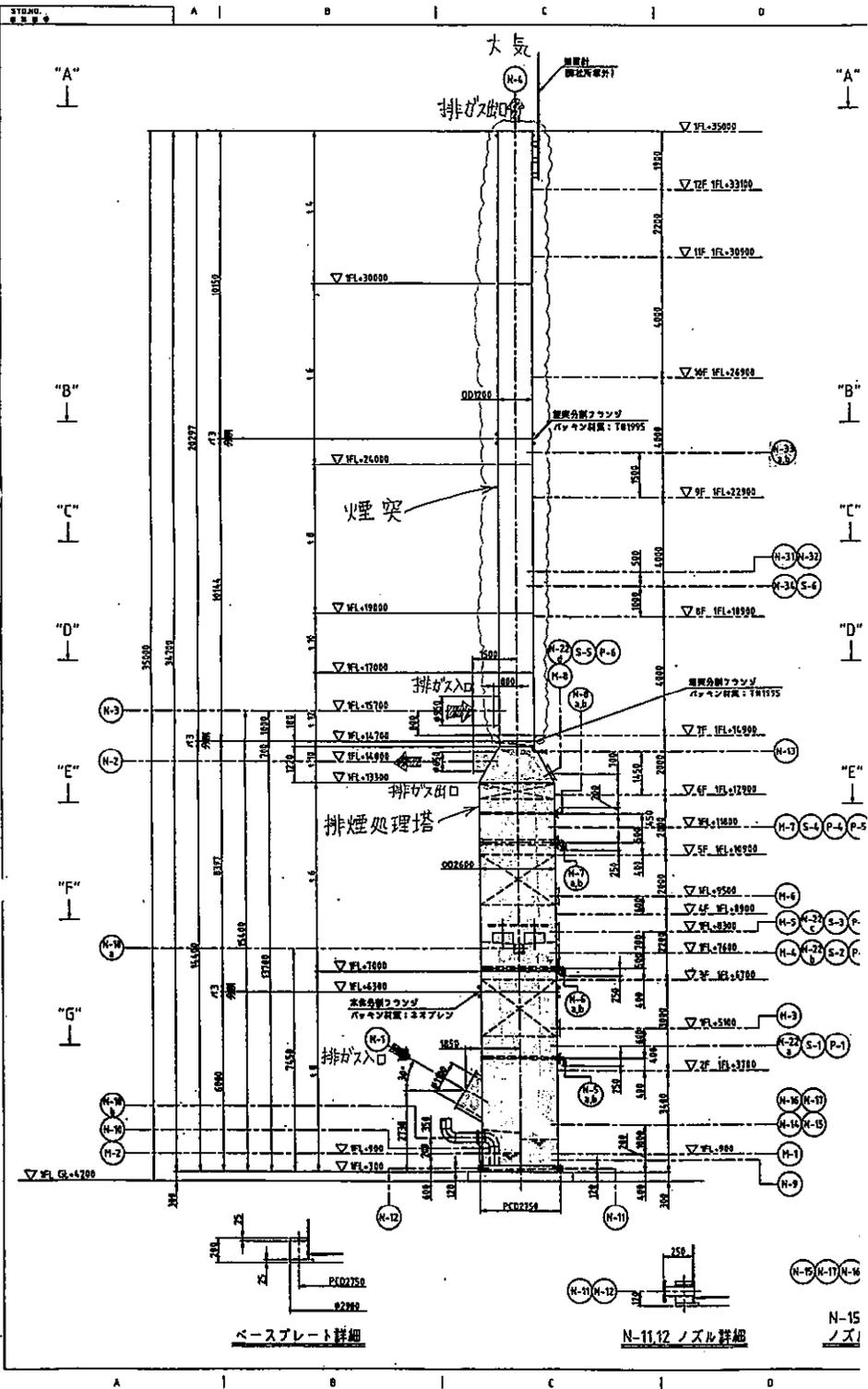
東京都水道局三浦浄水場



図面名	2号污泥烧却炉立面图(1)	図番 4
-----	---------------	------

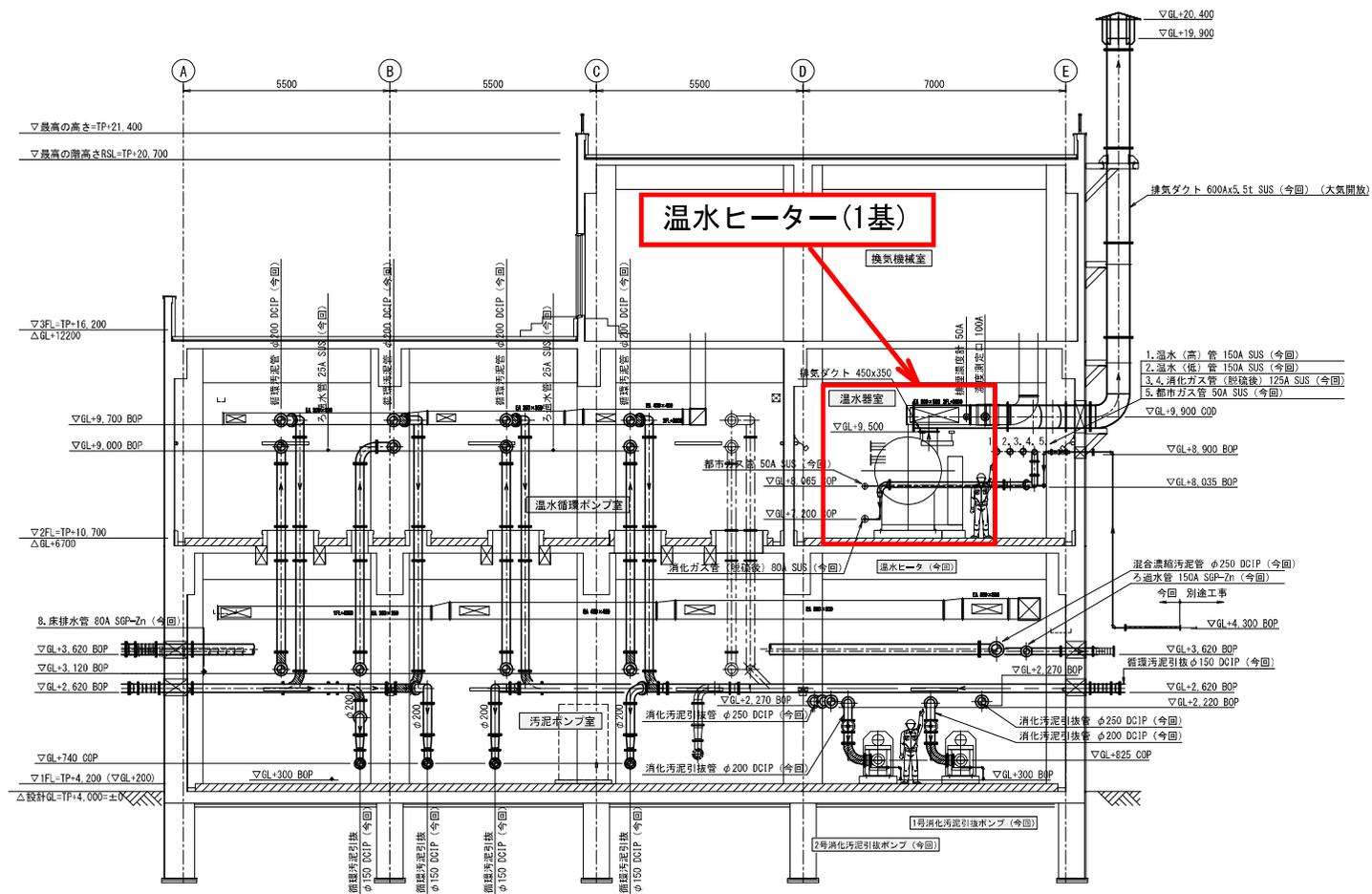


<p>図面名</p>	<p>3号汚泥焼却炉平面図</p>	<p>図番 6</p>
------------	-------------------	-------------



図面名	4号汚泥焼却炉立面図(1)	図番 8
-----	---------------	------

N-15
ノズル

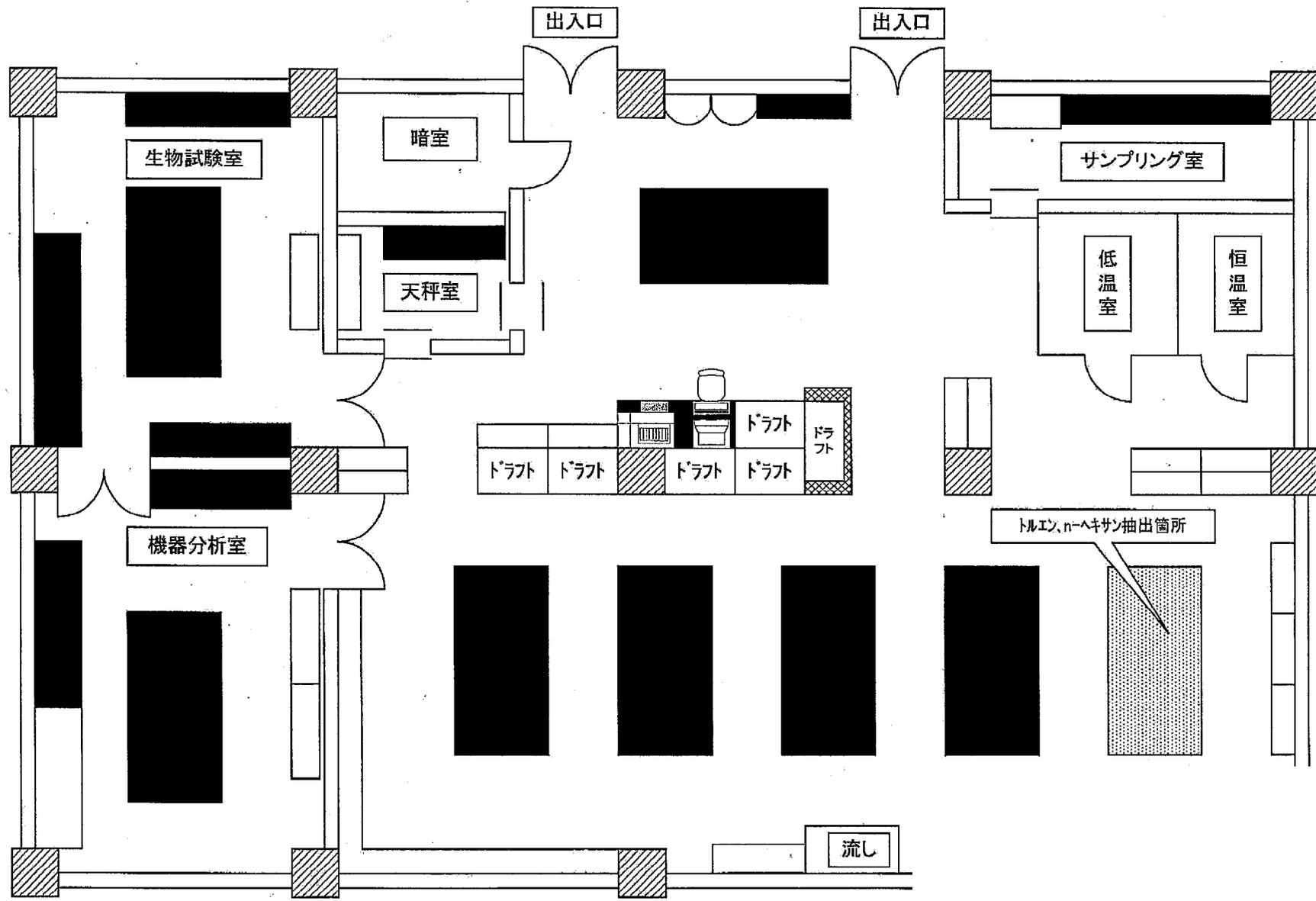


F-F 断面図 S=1/60

図面名 汚泥消化棟 温水ヒーター (ボイラー)

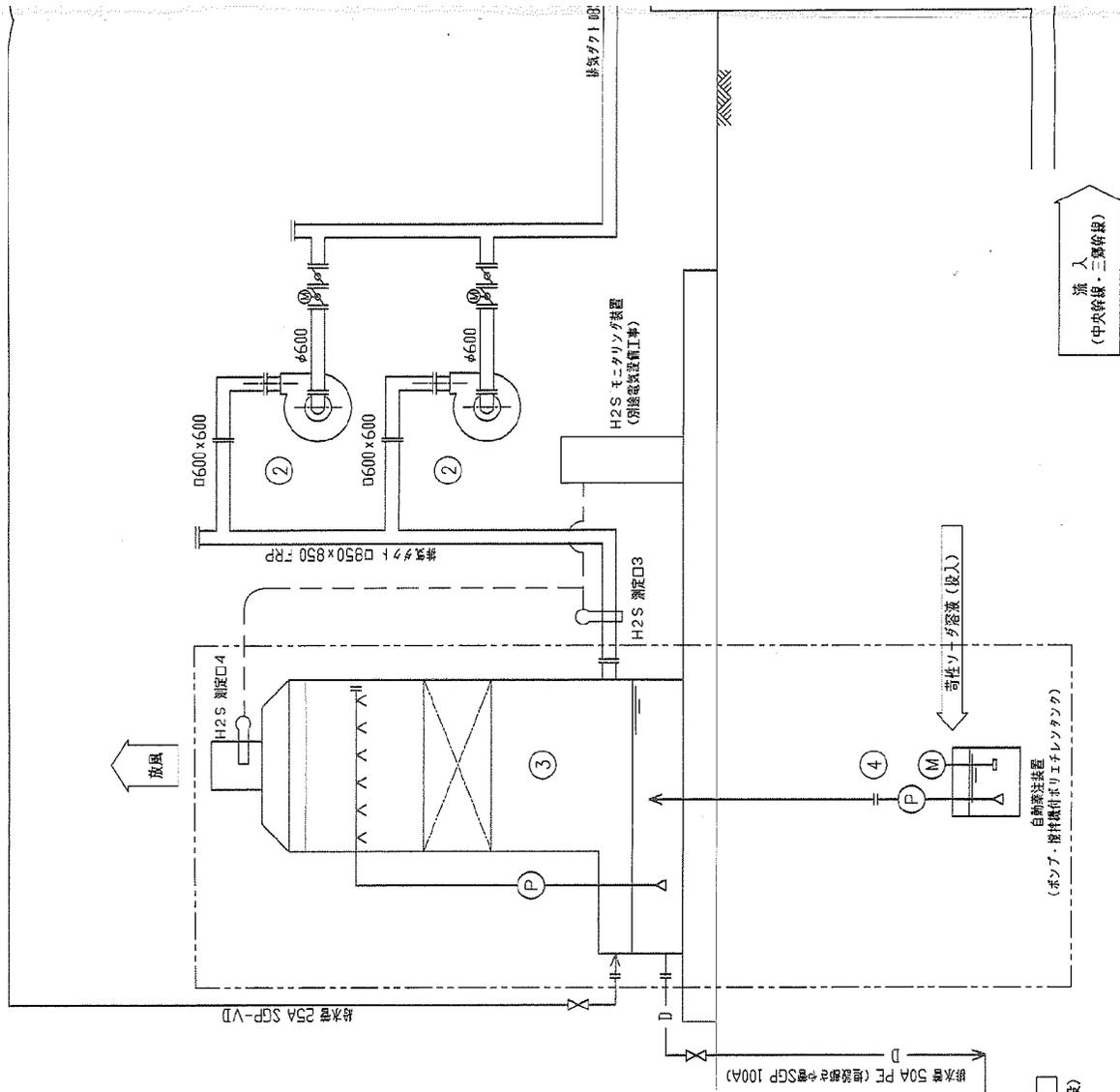
図番 10

製図	○
校核	○
承認	○
設計	○
監理	○
施工	○
検査	○
その他	○



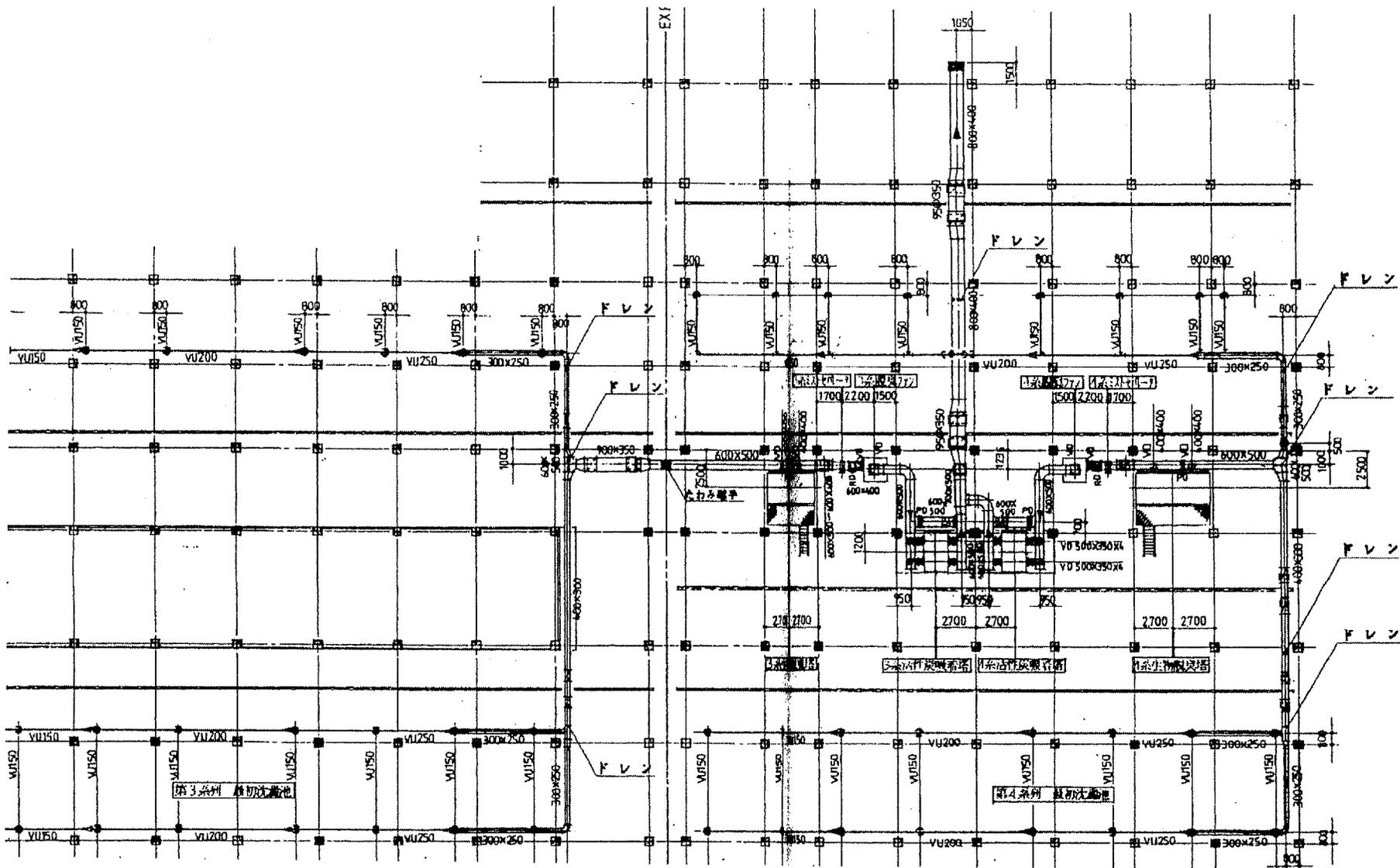
水質試験室平面図

図面名	水質試験室平面図	図番 11
-----	----------	-------

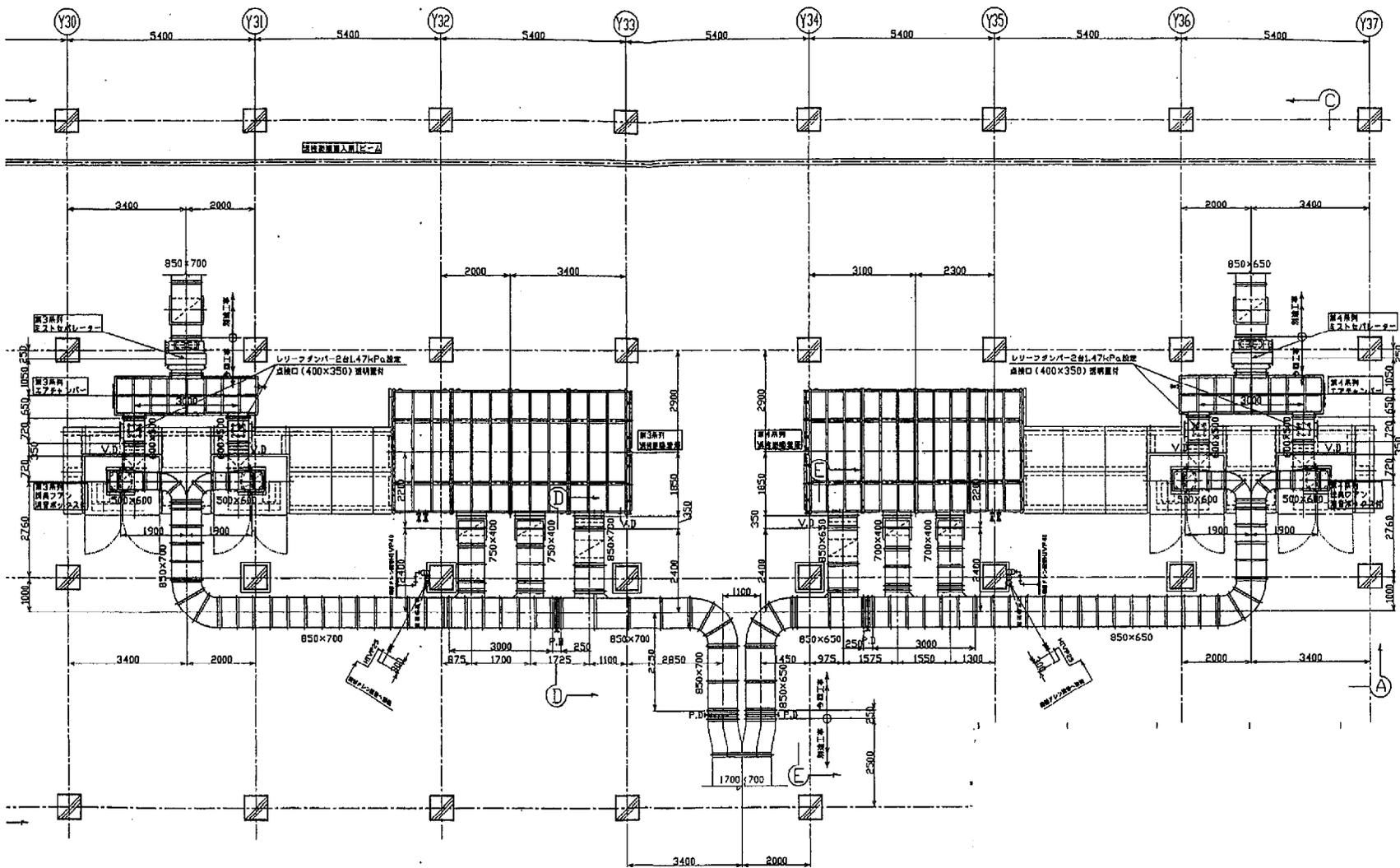


図面名	緊急遮断ゲート室脱臭装置	図番	13
-----	--------------	----	----

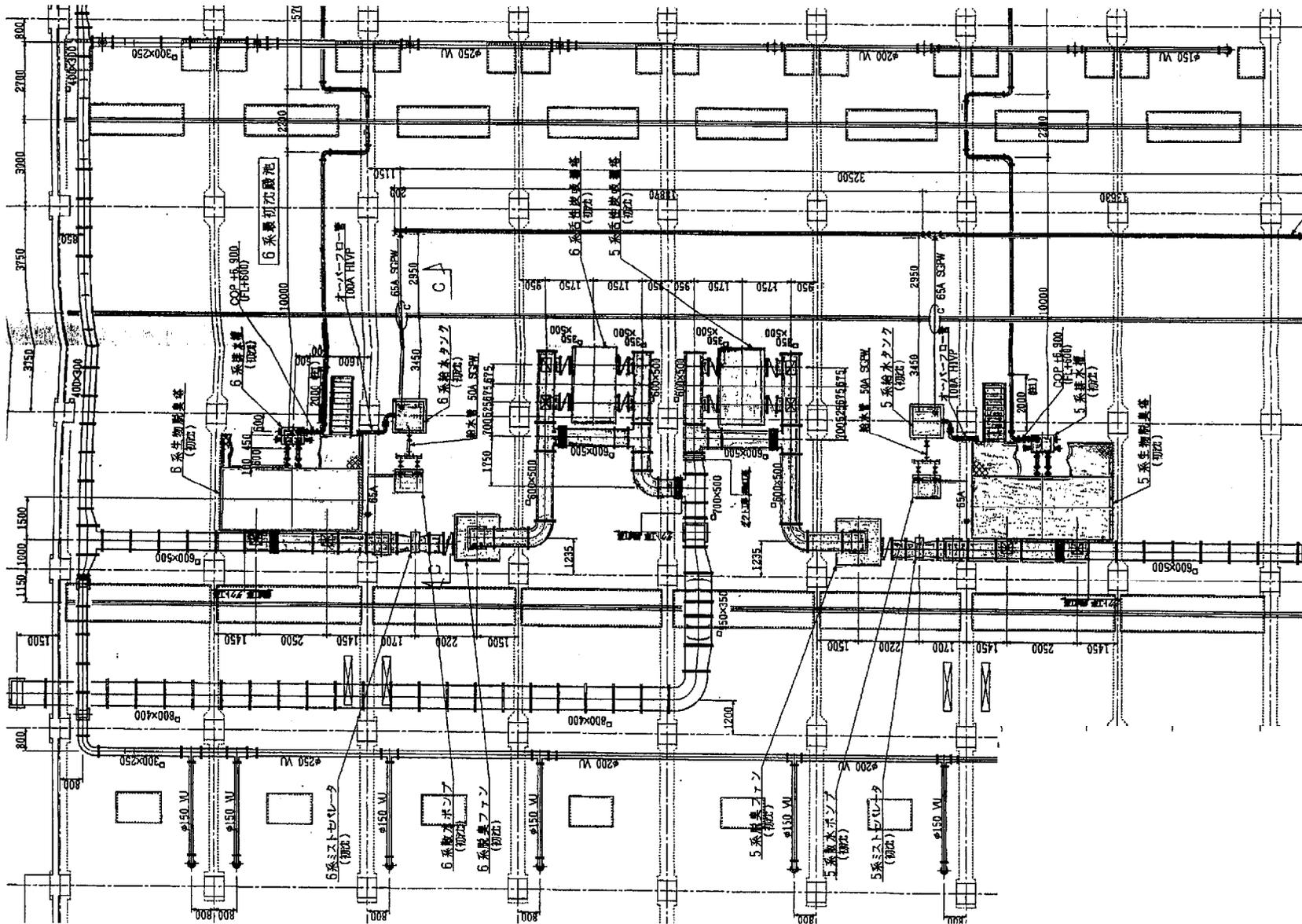
機器番号	1
機器名称	臭気発生装置
型式	全周式ファン(円筒形)
仕様	風量 215m ³ /min 静圧 2.0TPa 消費電力 3.7kW x 400V
数量	2
台数	2
全数	2



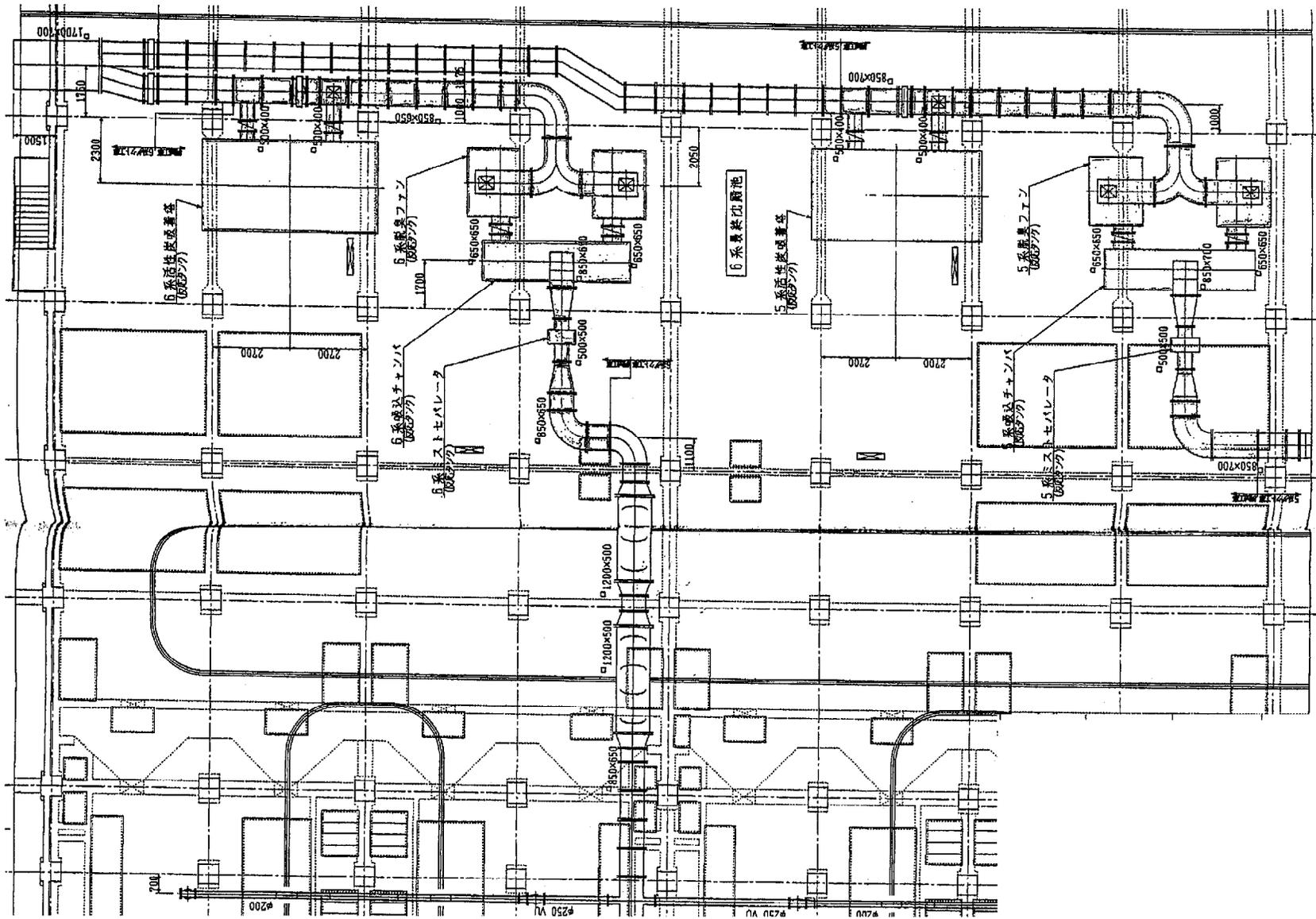
図面名	3・4系最初沈殿池脱臭装置	図番 18
-----	---------------	-------



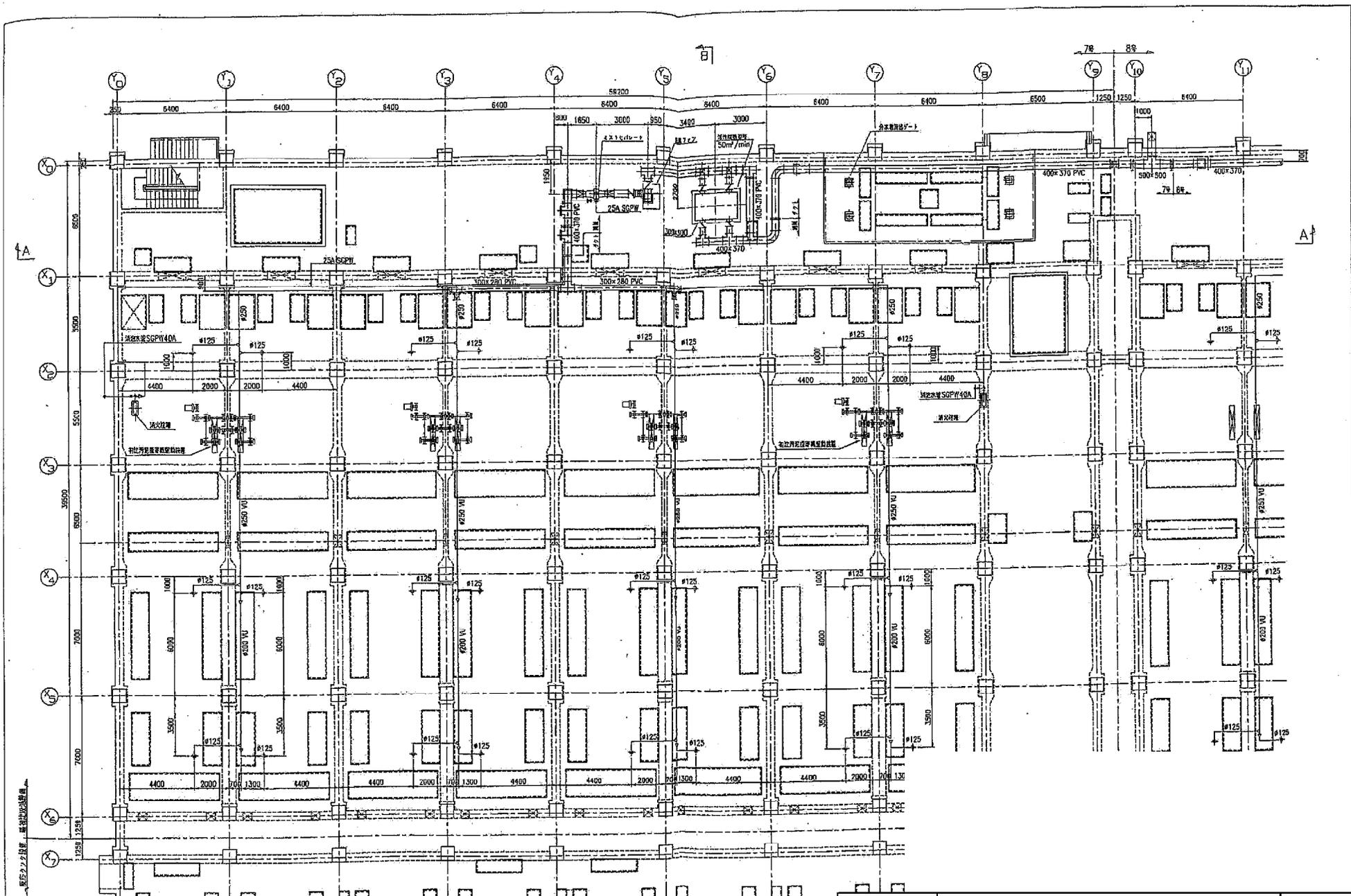
図面名	3・4系反応タンク脱臭装置	図番 19
-----	---------------	-------



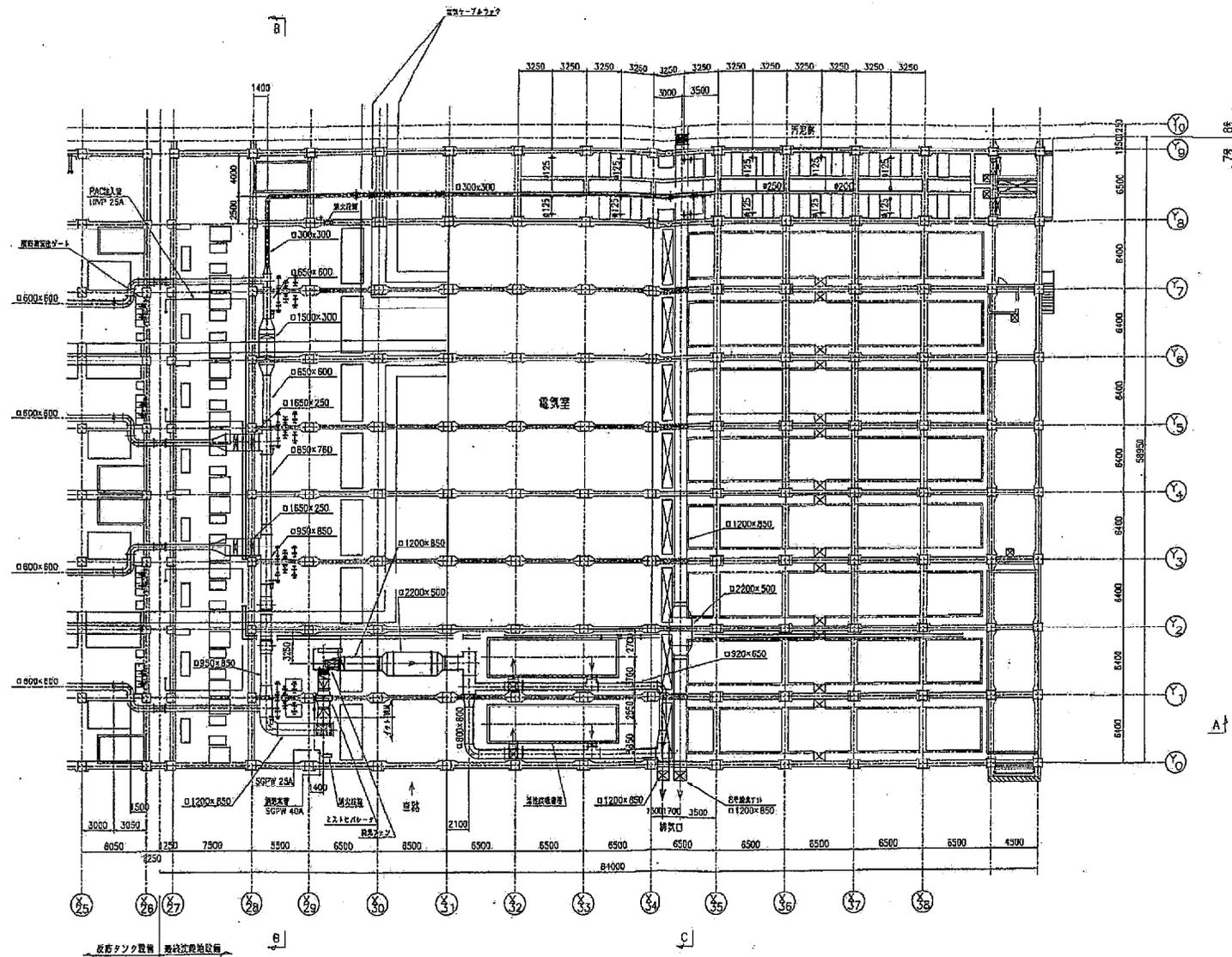
図面名	5・6系最初沈殿池脱臭装置	図番 20
-----	---------------	-------



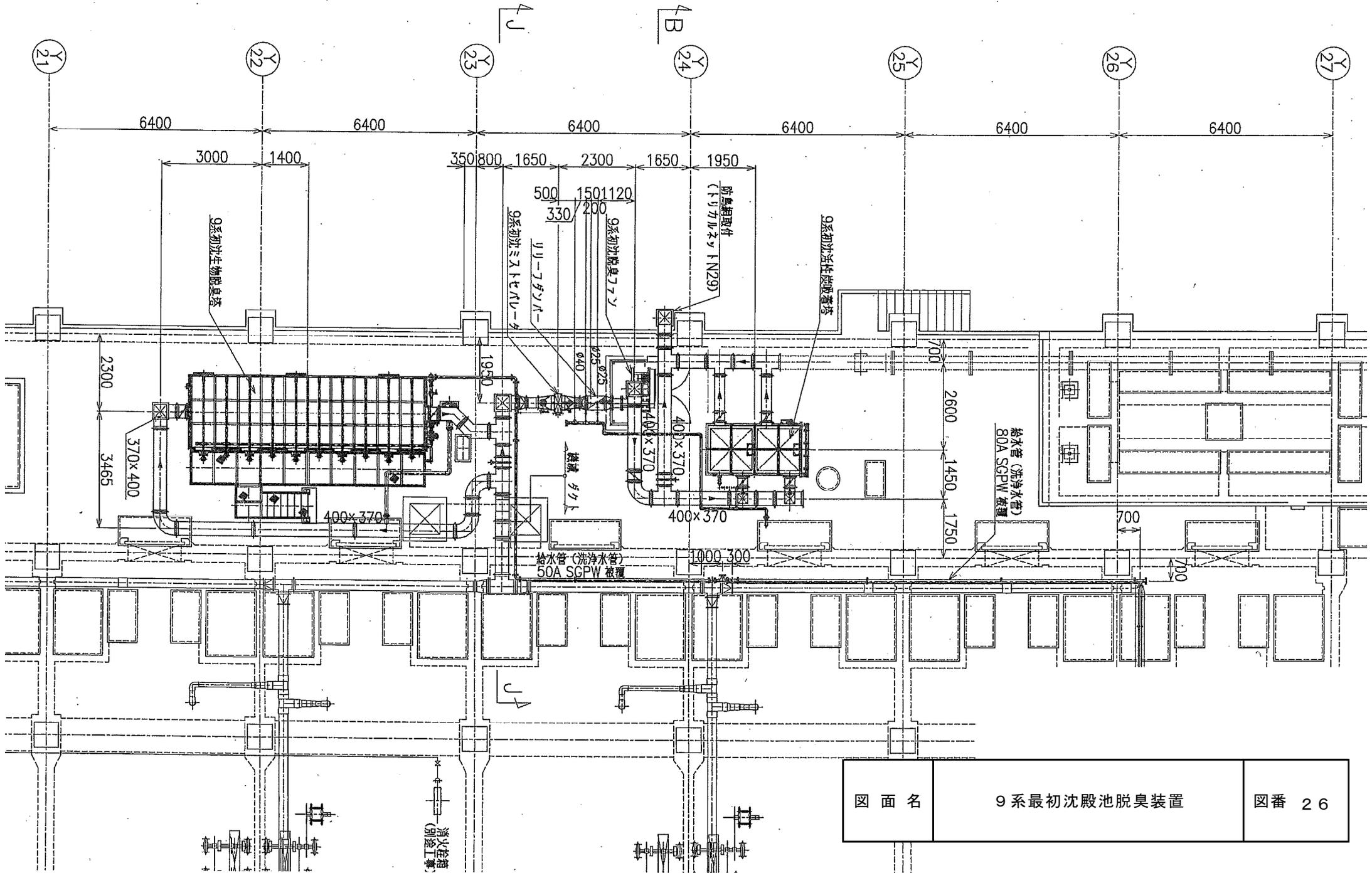
<p>図面名</p>	<p>5・6系反応タンク脱臭装置</p>	<p>図番 21</p>
------------	----------------------	--------------



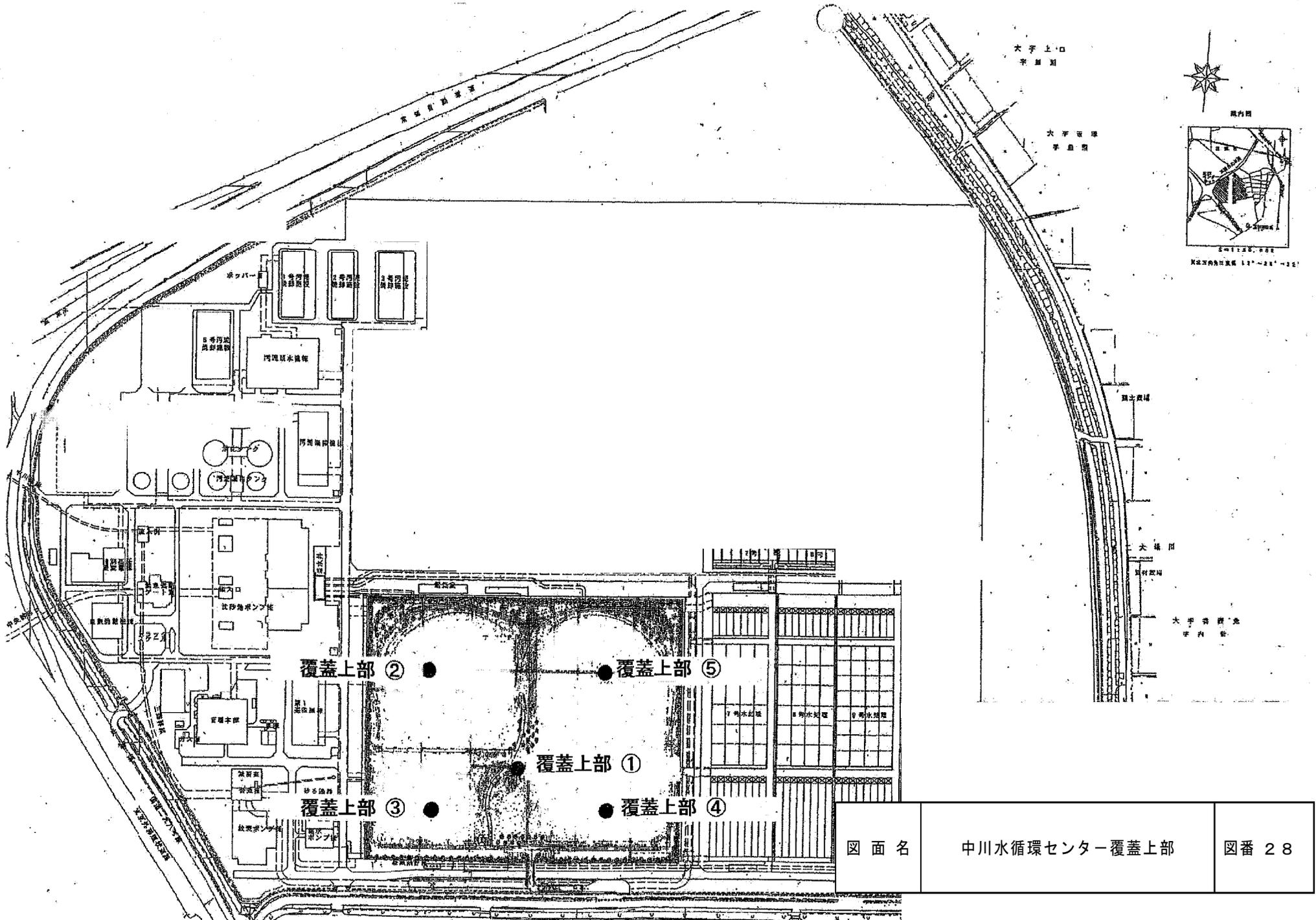
<p>図面名</p>	<p>7系最初沈殿池脱臭装置</p>	<p>図番 22</p>
------------	--------------------	--------------



図面名	7系反応タンク脱臭装置	図番 23
-----	-------------	-------



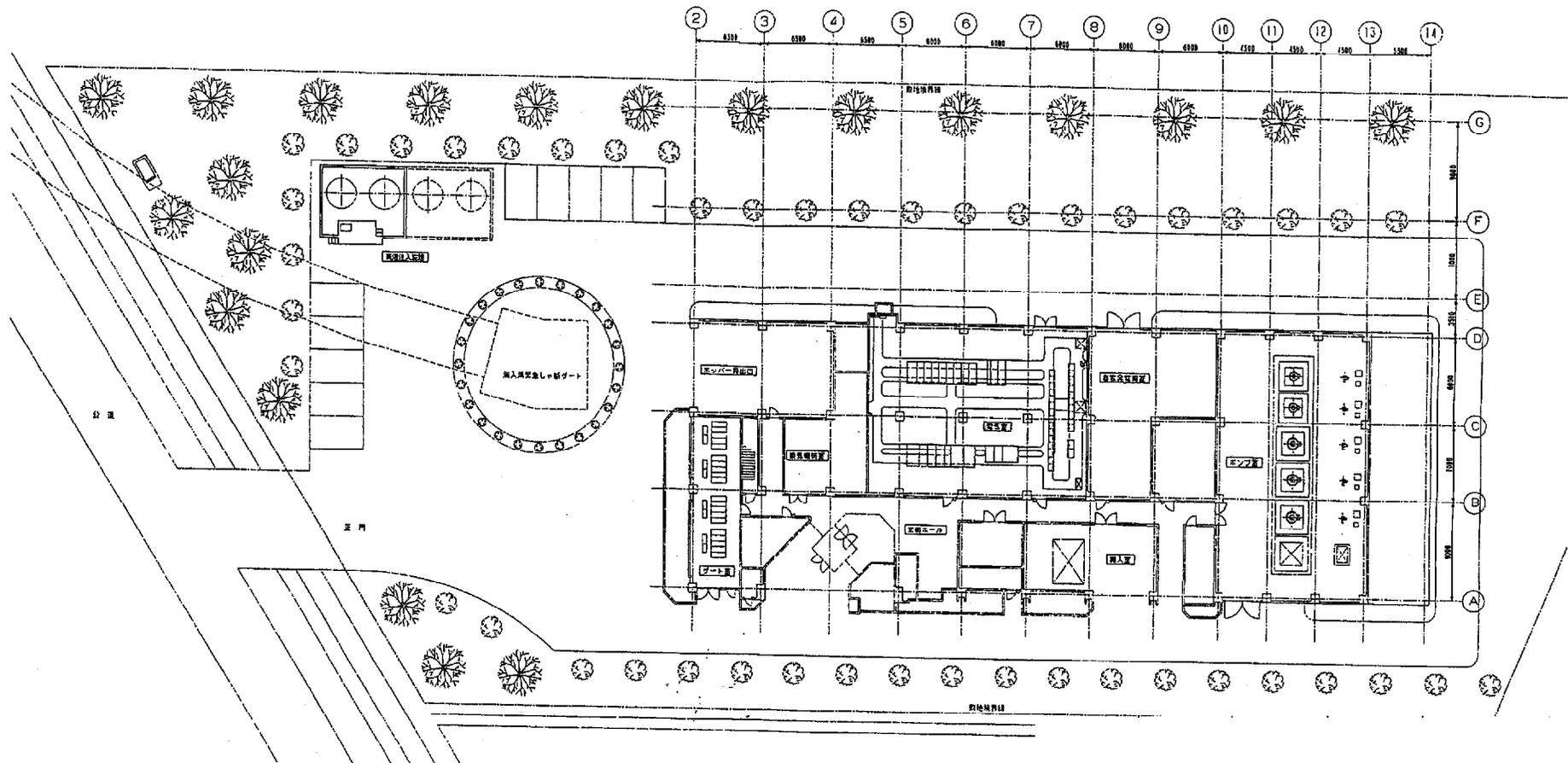
図面名	9系最初沈殿池脱臭装置	図番 26
-----	-------------	-------



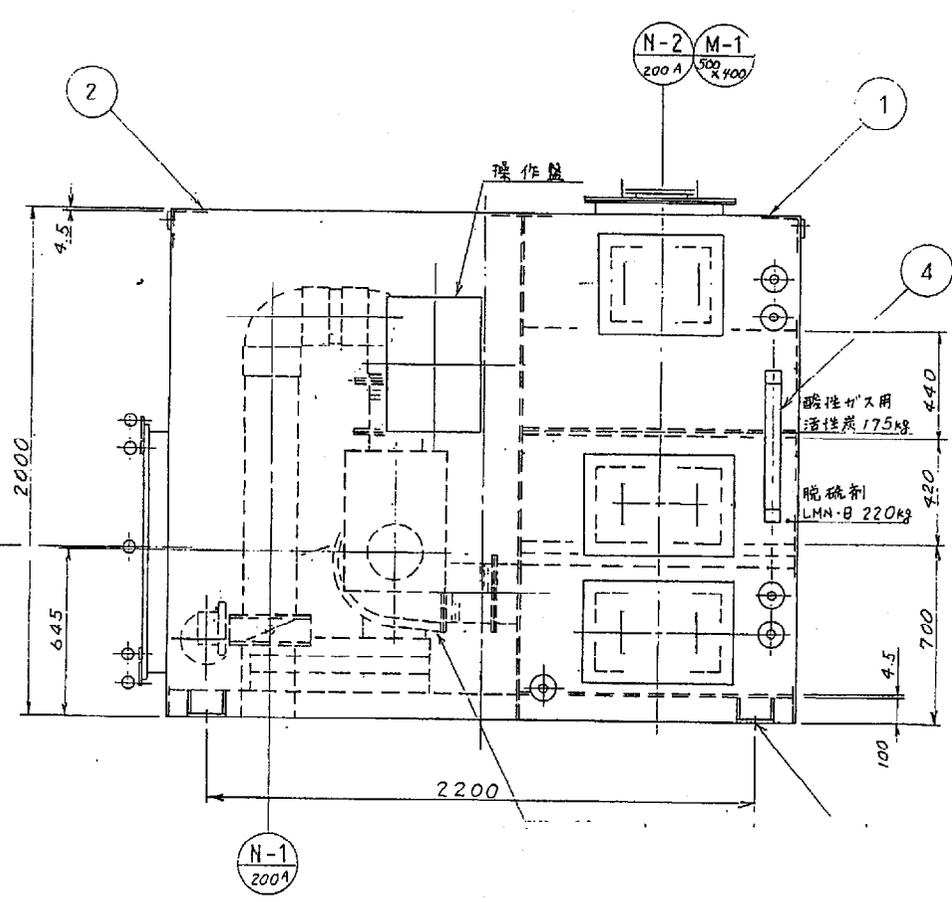
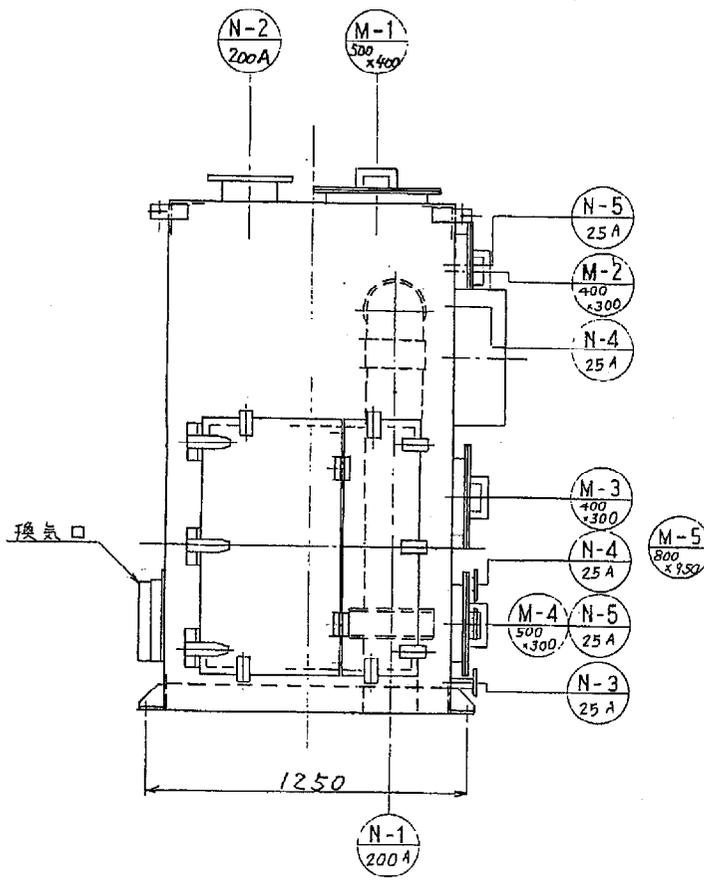
図面名

中川水循環センター-覆蓋上部

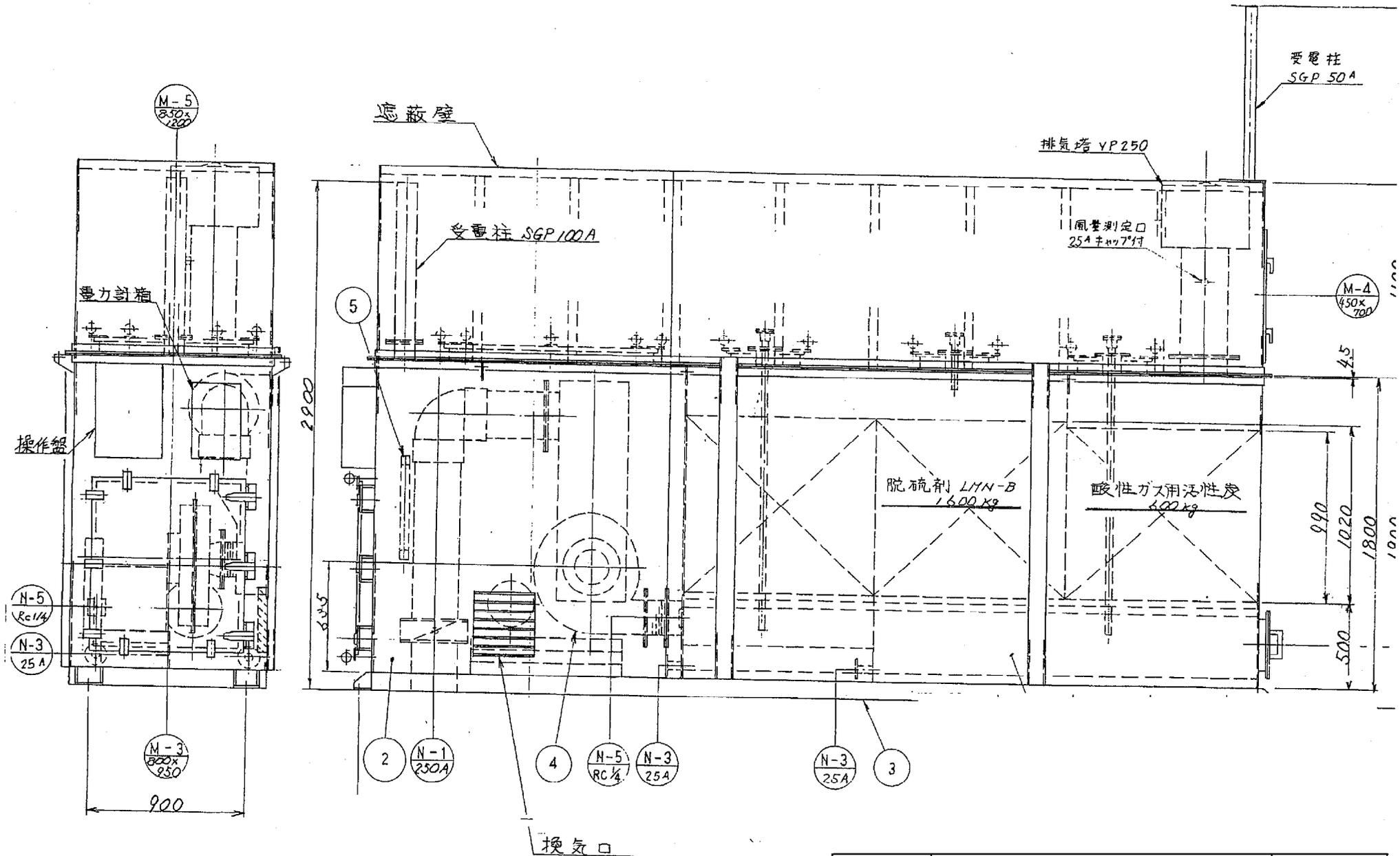
図番 28



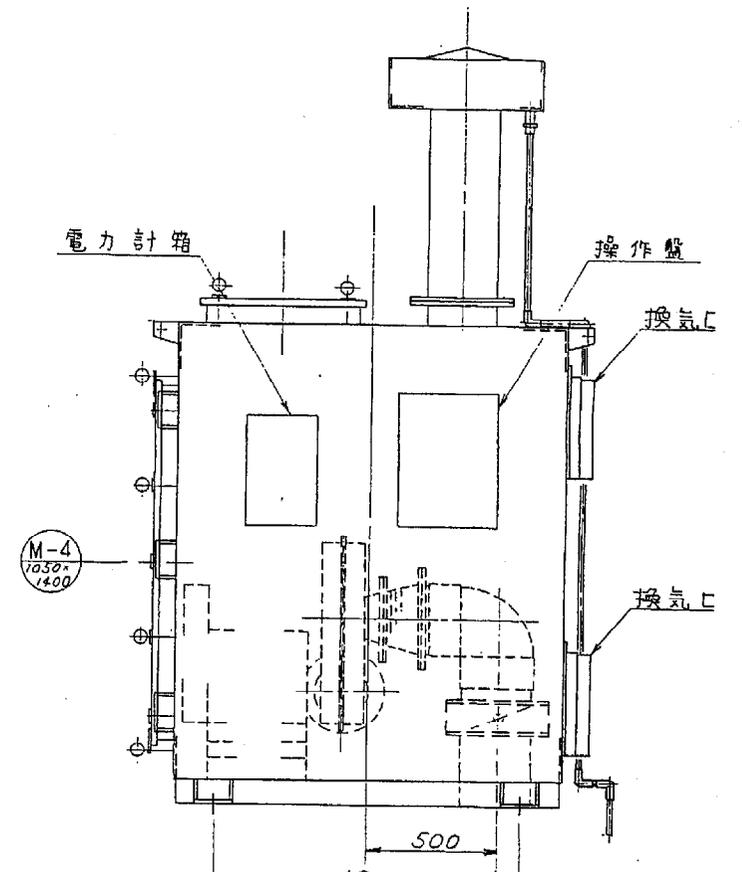
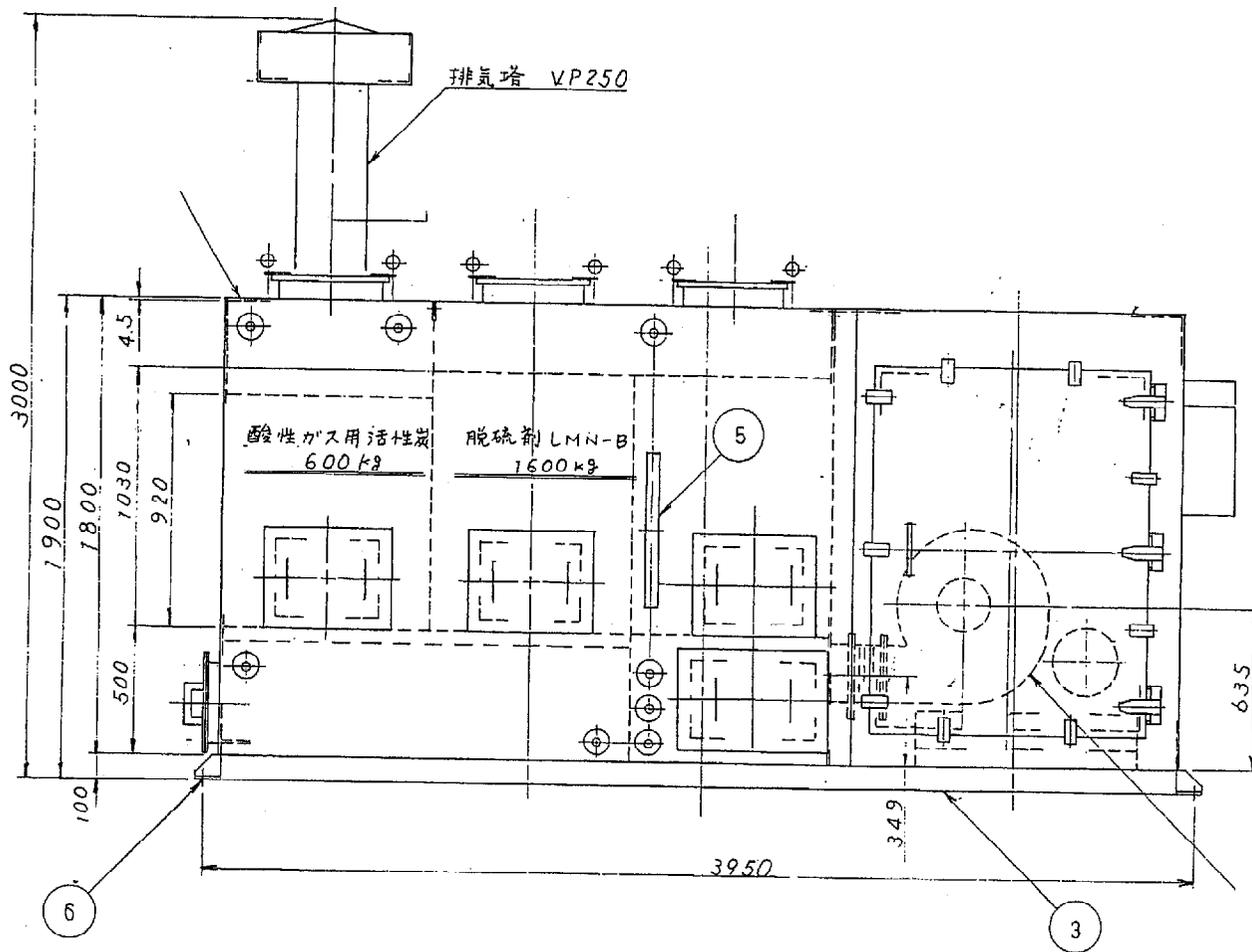
図面名	春日部中継ポンプ場平面図	図番 29
-----	--------------	-------



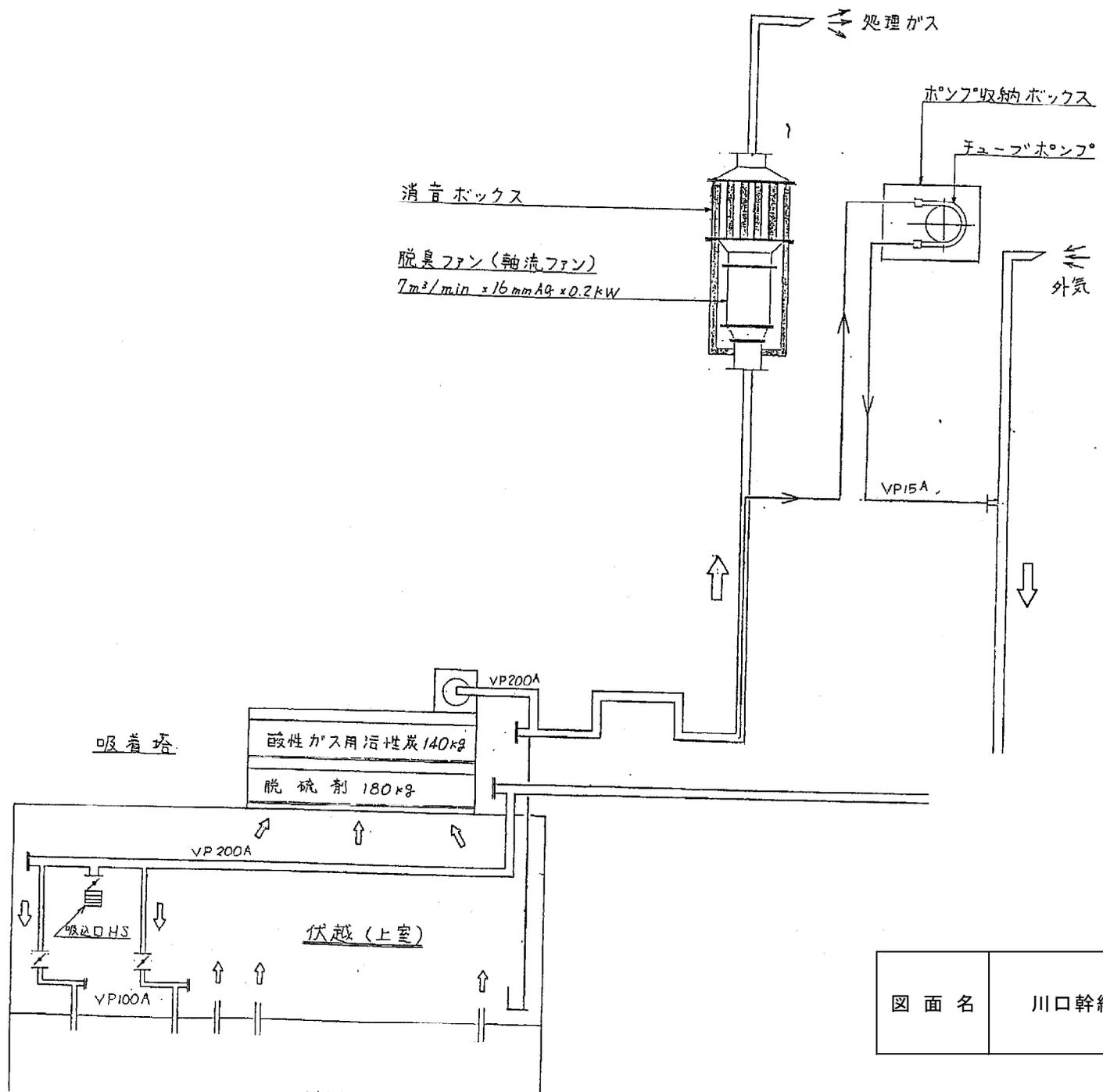
図面名	中川幹線 中川1号脱臭装置	図番 31
-----	---------------	-------



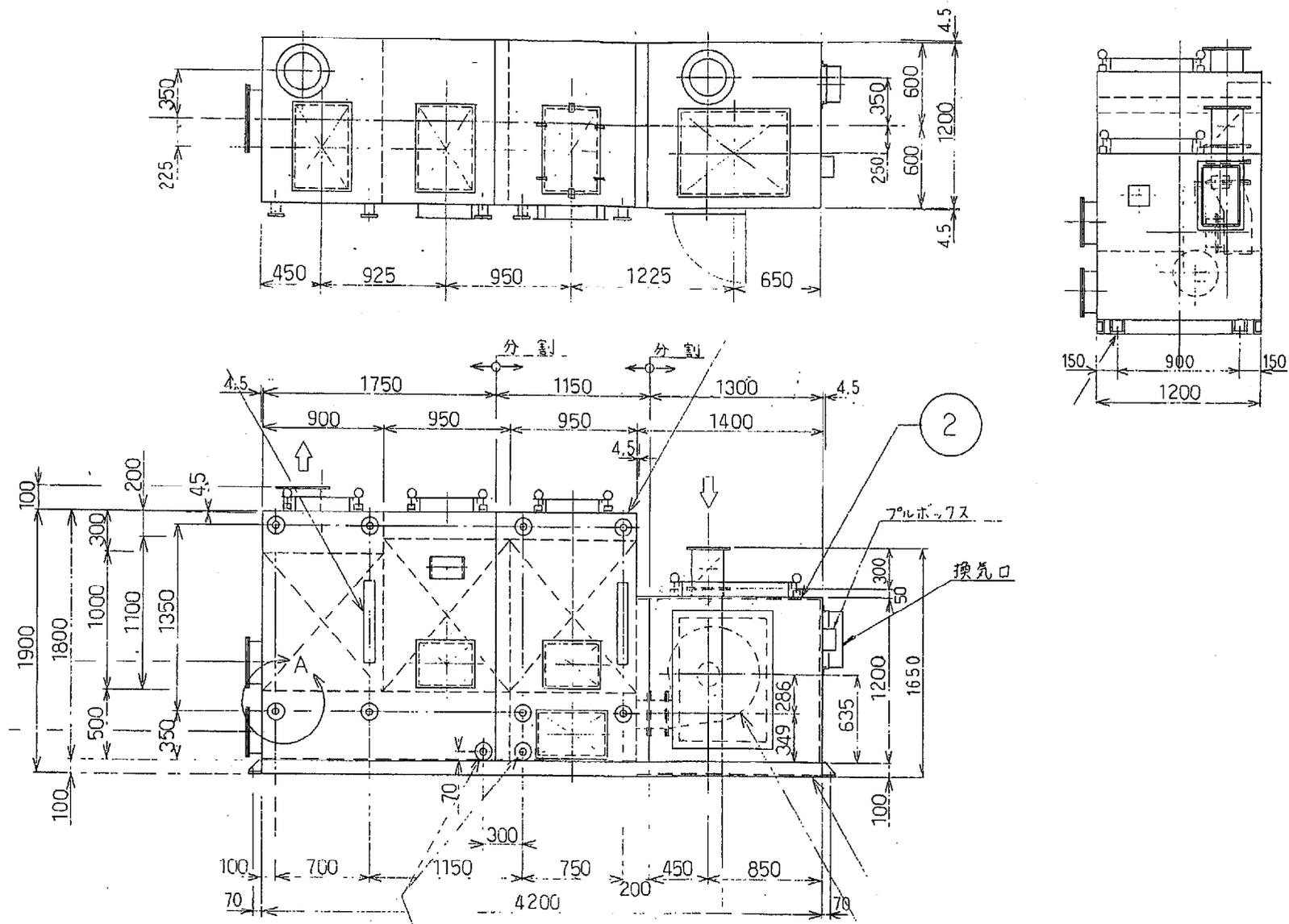
図面名	中川幹線 中川2号脱臭装置	図番 32
-----	---------------	-------



図面名	中川幹線 中川3号脱臭装置	図番 33
-----	---------------	-------



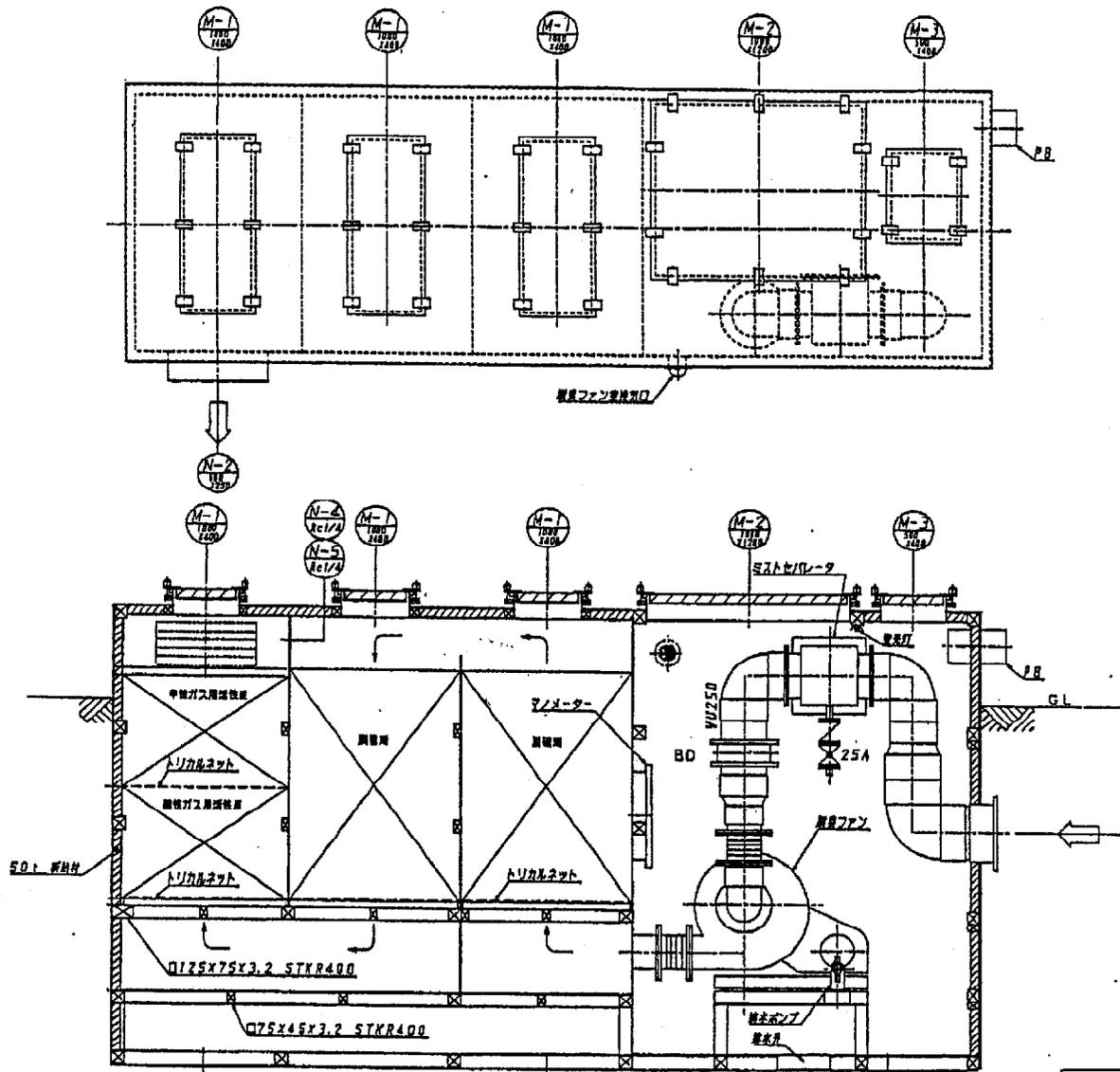
図面名	川口幹線 綾瀬川伏越脱臭装置	図番 34
-----	----------------	-------



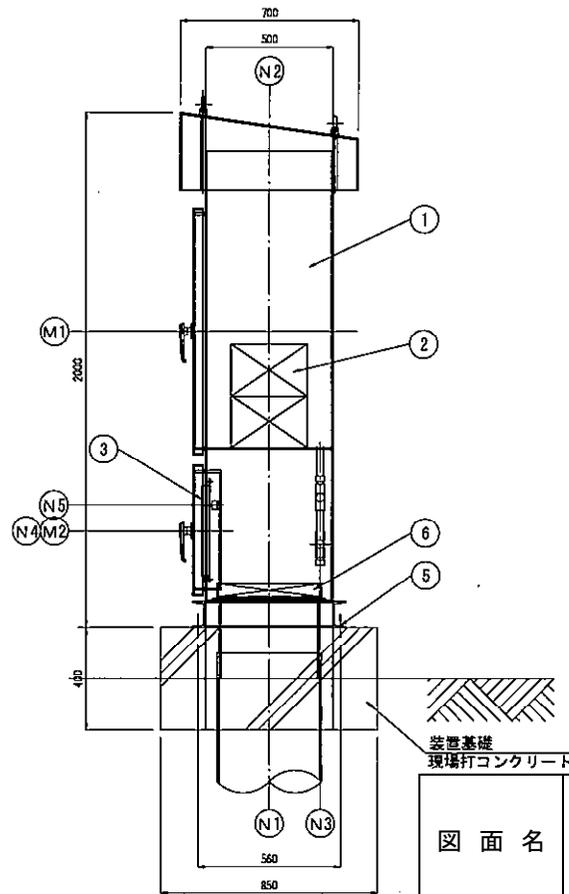
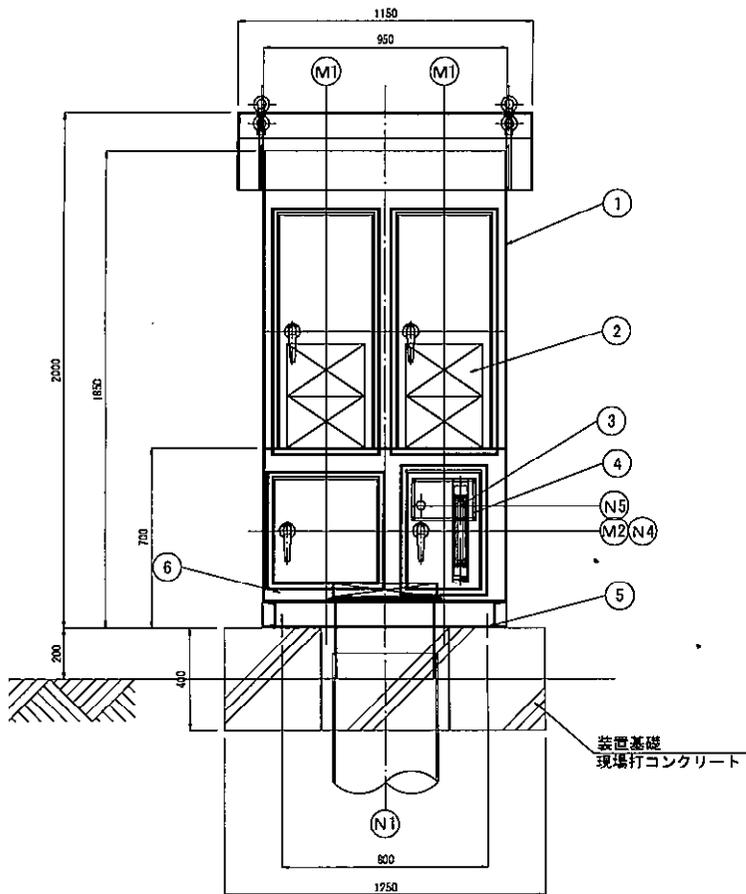
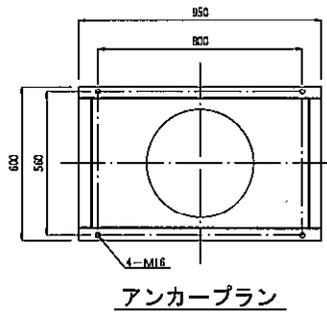
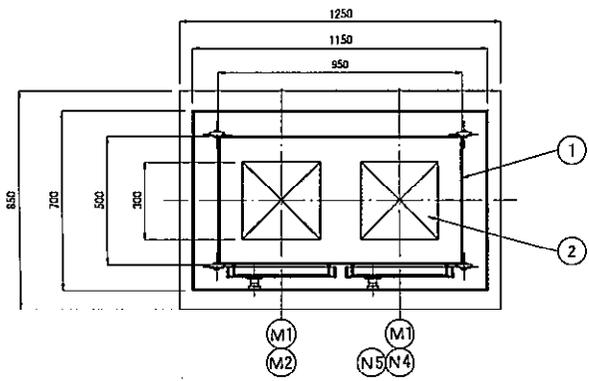
図面名

中央幹線 元荒川伏越脱臭装置

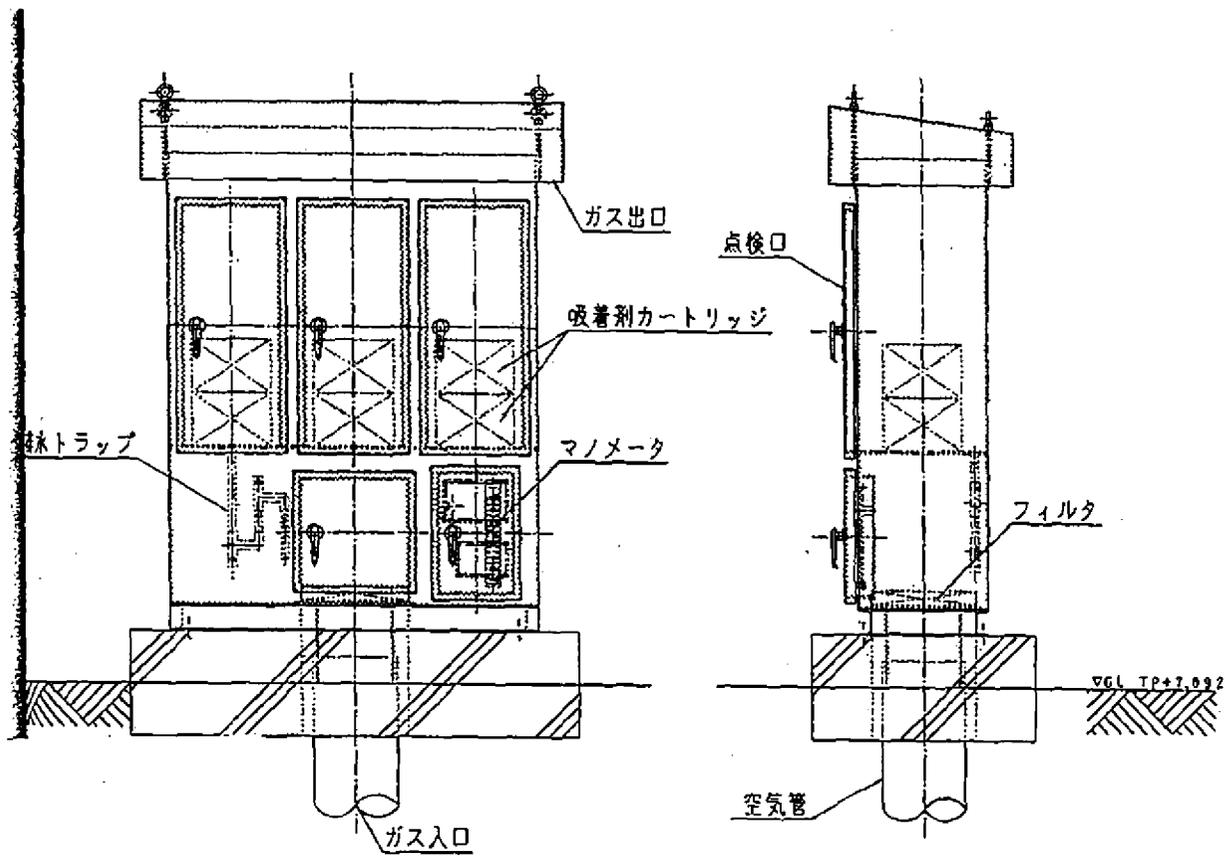
図番 35



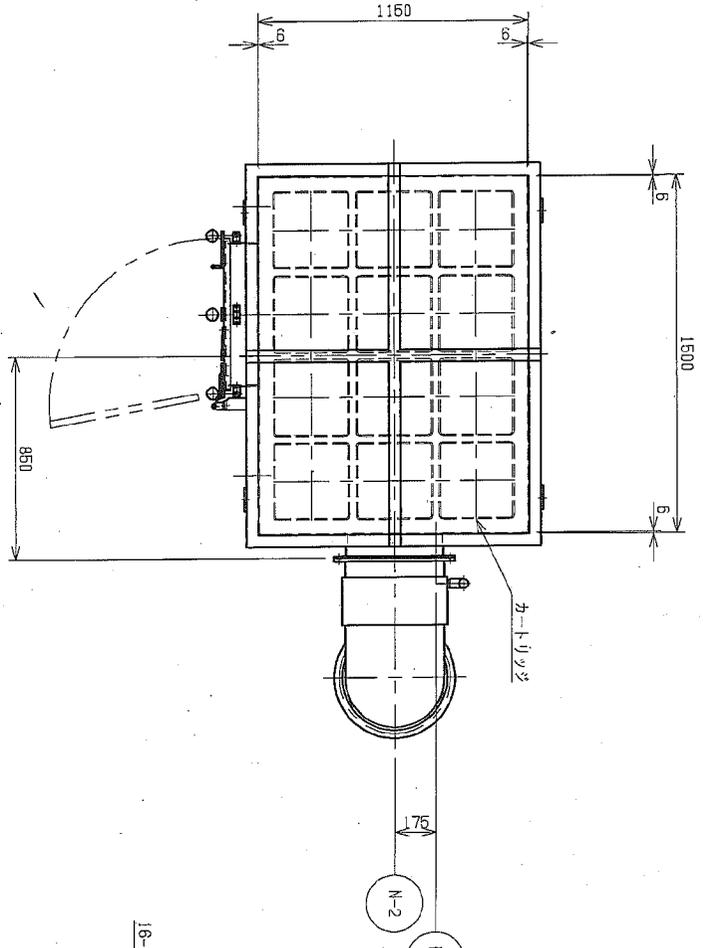
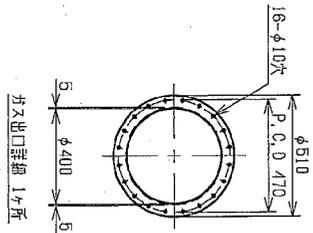
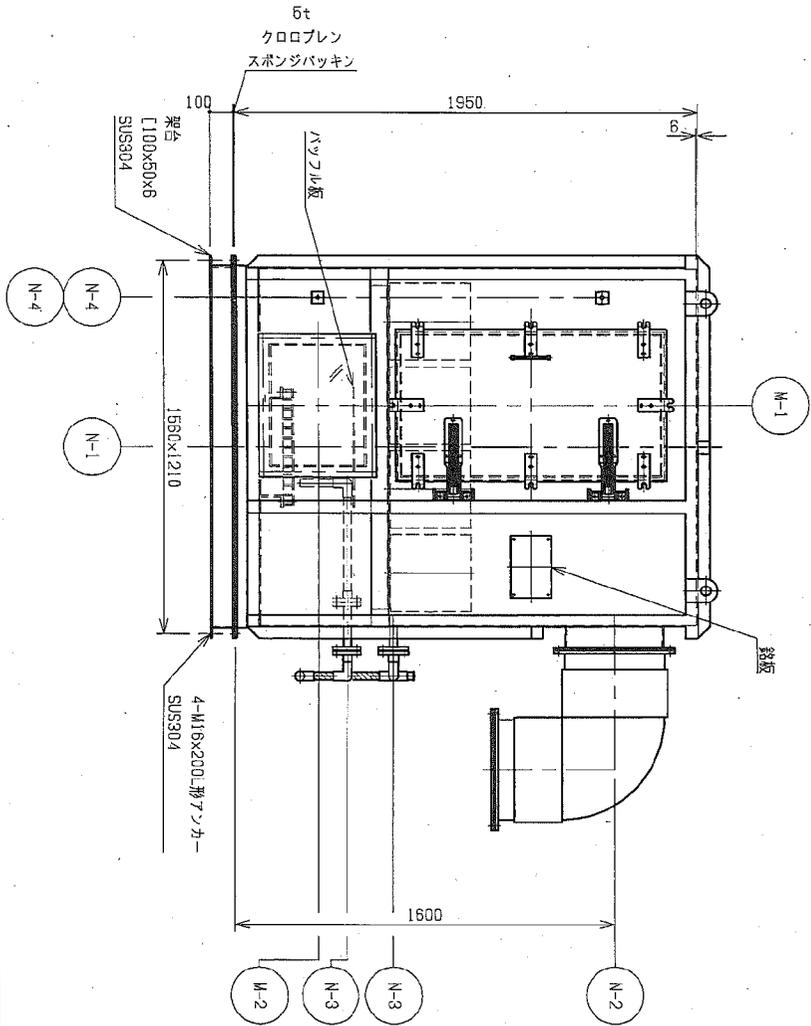
図面名	中央幹線 綾瀬川放水路伏越脱臭装置	図番 36
-----	-------------------	-------



図面名	中央幹線 中川伏越脱臭装置	図番	37
-----	---------------	----	----

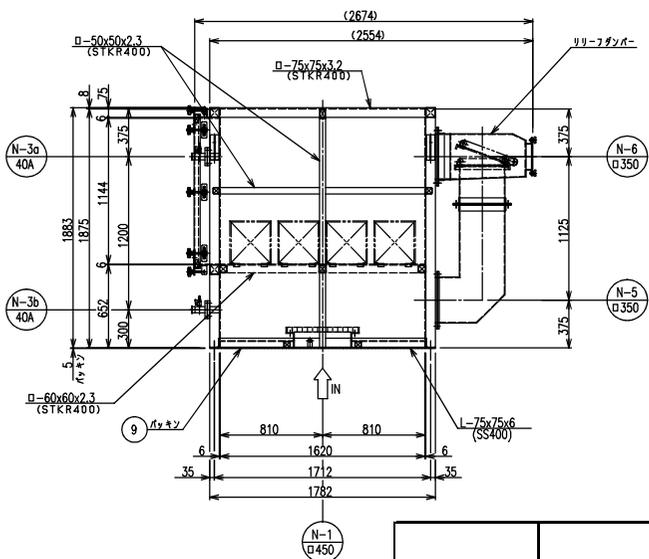
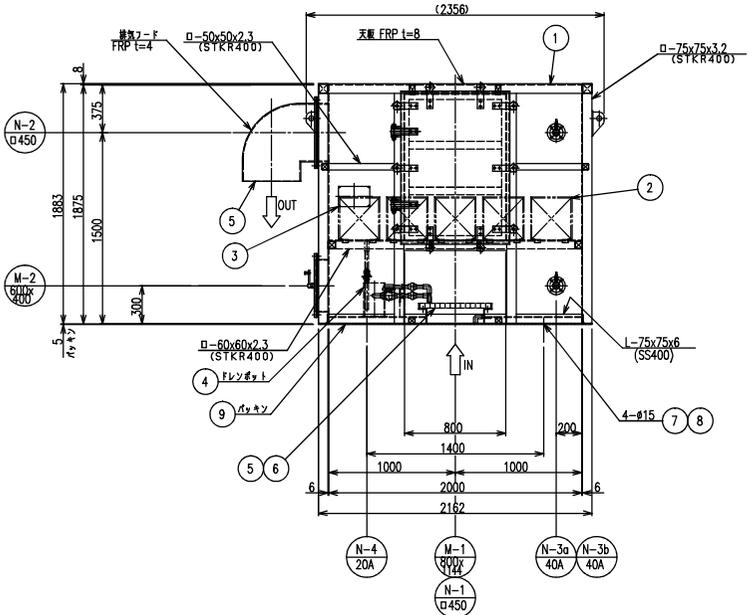
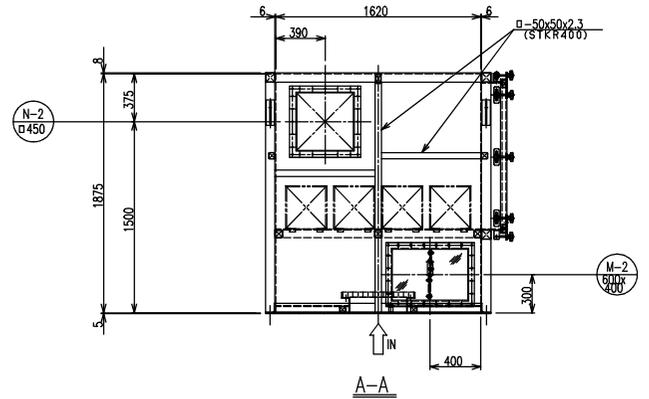
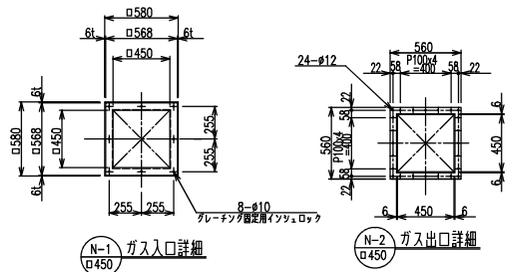
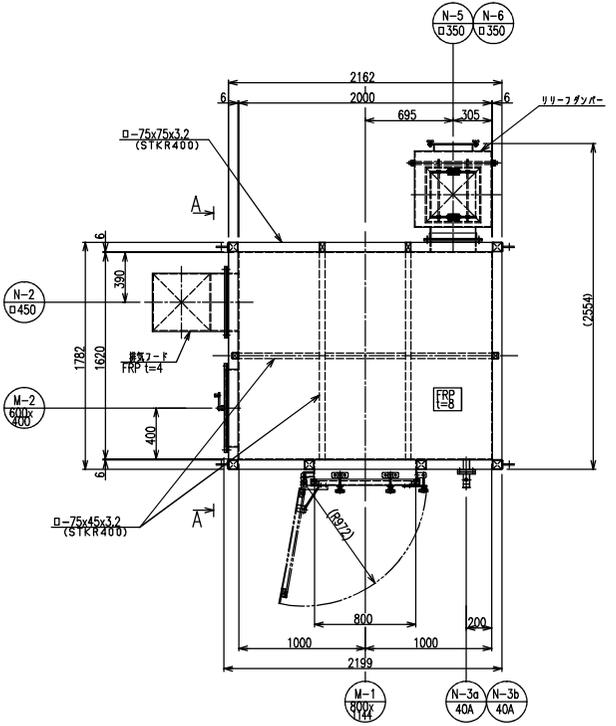


図面名	中央幹線Ⅱ期管 元荒川伏越脱臭装置	図番 40
-----	-------------------	-------



図面名	中央幹線Ⅱ期管 チュⅡ-11低濃度簡易脱臭装置	図番 4 1
-----	-------------------------	--------

記号	訂正	年月日	訂正者
△	N-2 ガス出口 形状変更 (ワーフ部)	H27. 3. 23	船場
△	N-2 ガス出口 取付位置変更	H27. 5. 11	船場
△	FRPライニング仕様 注記へ追記	H27. 7. 09	船場



		仕様	
形式		自然循環式簡易装置	
流量		95m³/min	
空塔速度		1.0m/sec (TK: 0.79m/sec)	
脱臭フィルター		繊維状活性炭 (φ300, 1枚×4個×20個=80個) 中性活性炭 (φ150, 4枚×3個×20個=240個)	
圧力損失		177Pa	
処理時間		14時間/日	
吸着剤寿命		0.5年	
本体	寸法	1620W×2000L×1875H	
	材質	FRP (t=6) + SS (STKR) 樹脂	
	重量	18kg	
カートリッジ	寸法	310W×310L×330H	
	材質	PVC (t=8)	
	数量	20個	
付属品 (1名あたり)	脱臭剤	繊維状活性炭 (φ300, ナットSUS403)	
	脱臭剤	中性活性炭 (φ150, リリーフダンパー)	
	フレンドバルブ、フレンド、フレンドボルト、本体用パッキン		
	本体用パッキン		
仕上色		マニセル 10YR2, 0/1, 0 (旧塗装 019-208)	
空重量		950kg	
運転重量		1180kg	
積込量		18kg	

ノズル一覧表					
符号	名称	口径	材質	数量	備考
N-1	ガス入口	φ450	FRP	1	脱臭剤付
N-2	ガス出口	φ450	FRP	1	脱臭剤付、排気フード付
N-3 a b	サンプリング口	40A	FRP	2	JIS10K、コック付き
N-4	フレンド	20A	FRP	1	フレンド付き
N-5	リリーフダンパー接続口	φ350	FRP	1	
N-6	リリーフダンパー出口	φ350	FRP	1	
M-1	カートリッジ交換口	800x1144	FRP	1	
M-2	点検口	600x400	FRP	1	PVC透明蓋、ワイパー付

9	本体用パッキン	ネオプレン	1	t=5
8	ナット・ワッシャー	SUS304	4	M12
7	繊維状活性炭	SUS403	4	M12×110L
6	フレンド	FRP	1	t=40x40H
5	脱臭剤		2	ガス入口、ガス出口
4	フレンドボルト	PVC	1	VU150
3	脱臭剤	SUS304	1	
2	カートリッジ	PVC	20	PVC (t=8)
1	本体	FRP SS (STKR) 樹脂	1	FRP (t=6) + SS (STKR) 樹脂

注 記
 (1) 脱臭剤は本機ノズル標準品、本体より100mm以上。
 (2) 脱臭剤はSUS403、その他はSUS304、ナットはSUS304以上。
 (3) SS (STKR) 樹脂はFRPライニング (2フェイス、t=6mm) によりガスとは接触しません。

図 面 名 中央幹線Ⅱ期管 チュⅡ-14低濃度簡易脱臭装置 図 番 4 2

